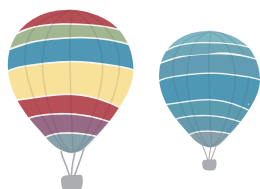


2026年度



住友化学グループの皆さま・ご退職者の皆さまへ

《団体保険のご案内》

万一のケガや病気に備えるために！

ケガと病気の保険

団体総合生活補償保険(MS&AD型)・所得補償保険

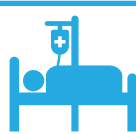
住友化学グループ団体保険はメリットがたくさん！
詳しくは中面をご覧ください！



28.75%
割引！



**ご家族も
加入できます！**



**入院は
1日目から補償！**



**先進医療は
ケガのみコースでも
加入できます！**

NEW

**CT・MRI検査一時金
＋
セカンドオピニオン補償**

新しい特約ができました！
詳しくはP7、P14を
ご確認ください！

保険料の
ご案内

現役社員の皆さま ⇒ 2ページから10ページをご参照ください。
ご退職者の皆さま ⇒ 11ページから14ページをご参照ください。



保険期間

2026年10月1日午後4時から 2027年10月1日午後4時まで

※保険期間の途中でも毎月1日付けで加入いただけます。

自動更新

募集締切日

2026年8月31日(月)

保険料の
払込方法

現役社員：2026年12月給与より控除開始12回払い
ご退職者：2026年12月28日に、ご指定の口座より
引き落としいたします。(年払)

<自動継続の取扱いについて>

●前年からお加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセット・口数での自動継続加入の取扱いとさせていただきます。(年齢の進行により保険料表の年齢区分が変わる場合は、ご継続時のご年齢による保険料となりますのでご了承ください。)

2025年度と同様、
お得な割引で加入いただけます！

ケガと病気の保険は、 住友化学グループ割引|28.75%(団体割引25%^(*)、損害率による 割引5%)が適用されます。

この保険は、住友化学株式会社が保険契約者となり、住友化学グループとしてのスケールメリットを活かした福利厚生制度の団体契約です。

(*)前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

充実した補償内容!!

ケガや病気、先進医療や親介護、携行品の補償など皆さまとご家族の生活設計にお役に立ちます。

簡単・便利なお支払い!!

現役社員：毎月の保険料は給与引去りです。
ご退職者：ご指定の口座より引き落としします。(年払)

〈現役社員〉退職後も継続加入OK!!

ご退職後も継続加入いただけます。
一定条件を満たせば「終身医療保険」への移行も可能です。

生命保険料控除対象!!

疾病保険料は、所得税・住民税の所得控除が受けられます。

私的自助努力部分

個人設計の各種保険や各種貯蓄

会社福利厚生制度・自助努力部分

財形貯蓄、従業員持株会、
団体保険(会社が契約者の保険)など

会社の補償制度

人事規程の各種制度、共済会の補償、
所属団体や労働組合など

公的保障

社会保険制度(厚生年金・健康保険・労災・雇用)
税制特別措置、公的給付など

「ケガと病気の保険」は社員の皆さま、ご退職者の皆さまの自助努力を支援しています。

お申込人となれる方

住友化学株式会社およびそのグループ会社の役員・従業員・退職された方に限ります。

ご加入いただける方(被保険者(補償の対象者)本人^{※1}となれる方)

被保険者(補償の対象者)本人^{※1}となれる方の範囲は、住友化学株式会社およびそのグループ会社の役員・従業員・退職された方、およびその家族(配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族^{※2})です。

*ケガのみコース「夫婦型」「家族型」プランは除きます。詳細は別記の「ケガのみコース」「夫婦型」「家族型」プランのご案内」をご参照ください。

この団体契約は

ご本人を基点として、以下のご家族の方にご加入いただくことができます!

【被保険者(補償の対象者)本人^{※1}としてご加入いただける方の範囲】

①ご本人 ②配偶者・子ども・両親・兄弟姉妹 ③ご本人と同居の②以外の親族^{※2}

別居の方でもOK!

父 母

住友化学グループに勤務されているご本人=現役社員・退職者(=申込人)

配偶者 兄弟姉妹 ご本人 配偶者 兄弟姉妹

①ご本人 ②配偶者・子ども・両親・兄弟姉妹

配偶者 子ども

同居の方ならOK!

③ご本人と同居の②以外の親族

残念ながら
ペットは
加入できません

＜現役社員のみオプション＞
【親介護の特約被保険者(介護対象者)となれる方】

父 母 父 母

ご本人 (基本セット) 配偶者

※1 被保険者とは、加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。

※2 親族とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

<現役社員用>ライフステージに合わせた補償の選び方(加入例)

	ご本人さま	配偶者さま	お子さま	ご両親
 入社	ケガのみコース A3×3口 日常生活賠償	社会人になったら 万が一、他人に迷惑をかけたときに 社会人として責任を果たせるように、保険の加入を検討しましょう。		
 結婚	ケガと病気コース A1×5口 日常生活賠償 CT・MRI検査一時金+セカンドオピニオン補償	ケガと病気コース A1×5口	大切な家族を守るために 結婚したら、子どもができた 補償内容の見直しをしましょう。	
 子ども誕生	ケガと病気コース A1×5口 先進医療費用 日常生活賠償 CT・MRI検査一時金+セカンドオピニオン補償	ケガと病気コース A1×5口 先進医療費用 携行品損害	ケガのみコース A3×5口	お子様にはケガの補償を 通院の補償あり。
 住宅購入	ケガと病気コース A1×5口 先進医療費用 日常生活賠償 CT・MRI検査一時金+セカンドオピニオン補償	ケガと病気コース A1×5口 先進医療費用	ケガのみコース A3×5口	親介護 W2×2名
 子ども独立	ケガと病気コース A1×5口 先進医療費用 日常生活賠償 CT・MRI検査一時金+セカンドオピニオン補償	ケガと病気コース A1×5口 先進医療費用	生涯を安心して暮らすために ☆「退職者移行制度」をご利用いただけます。 終身タイプの医療保険に移行して生涯の病気リスクに備えましょう。	親介護 W2×1名
 退職=OB	OBケガのみ夫婦型 G2×1口 日常生活賠償		「OBケガと病気の保険」で継続いただけます。	

☆【退職者移行制度】「ケガと病気コース」の疾病部分は、簡易な告知で三井住友海上あいおい生命の医療保険Aセレクトupへ移行できる制度です。

INDEX

<現役社員用>ケガと病気の保険	3P	健康状況告知書質問事項	19P
<現役社員用>ご退職後は	5P	ご注意いただきたいこと・引受ガイドライン	23P
<現役社員用>ケガと病気の保険オプション	7P	ご加入内容確認事項・個人情報の取扱いについて	24P
<現役社員用>ケガのみコース・「夫婦型」「家族型」	9P	ご契約者さま専用ページ登録方法のご案内	25P
<現役社員用>所得補償保険	10P	請求手続きについて	27P
<ご退職者用>補償範囲・加入例	11P	保険金をお支払いする場合・しない主な場合	29P
<ご退職者用>ケガと病気の保険	12P	重要事項のご説明	38P
<ご退職者用>ケガと病気の保険オプション	14P	生活サポートサービス	44P
<現役社員用>加入申込票記入例	15P	メディカルナビゲーションサービス	45P
<ご退職者用>加入申込票記入例	17P	募集要領・おすすめのポイント・お手続き方法	46P
		お申込み・お問い合わせ先	裏表紙

ケガと病気の保険

基本セット(個人型)
 <団体総合生活補償保険(MS&AD型)>



万一のケガや病気に備える保険です。
 「ケガのみコース」と「ケガと病気コース」があり、ご家族も加入できます。



基本セット

ケガのみコース



ケガによる保険金支払事例 (住友化学グループのお支払い実績より)

自宅玄関で滑って 転倒し頭を打った 脳挫傷 支払保険金 9,974,502円	スノーボードにて 滑走中に転倒し 左鎖骨を骨折 支払保険金 180,000円	夕食調理中、 指先を切って しまった 支払保険金 4,000円	スポーツ大会参加中、 側溝に落ち転倒 右膝半月板損傷 支払保険金 434,579円	サッカーの試合中、 接触し右ふくらはぎ 挫傷 支払保険金 15,000円
---	---	--	--	---

■保険料と保険金額 <1口あたり・10口限度>

熱中症も補償します!

セット名	A2	A3《天災危険補償付》
ケガで死亡または後遺障害が残ったとき 傷害死亡・後遺障害保険金額	100万円	100万円
ケガで入院したとき 傷害入院保険金日額	180日限度(お支払対象期間1,095日まで) 1日につき 1,000円	180日限度(お支払対象期間1,095日まで) 1日につき 1,000円
ケガで手術したとき 傷害手術保険金	①入院中に受けた手術の場合 ②入院中以外の手術の場合	傷害入院保険金日額の10倍 傷害入院保険金日額の5倍
ケガで通院したとき 傷害通院保険金日額	90日限度(お支払対象期間180日まで) 1日につき 600円	90日限度(お支払対象期間180日まで) 1日につき 600円
月払保険料	290円	320円

- 上記セットには熱中症危険補償特約がセットされておりますので、急激かつ外来による日射または熱射により被った身体障害についても傷害保険金の支払い対象となります。
 - A3セットには天災危険補償特約がセットされておりますので、地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガの場合も傷害保険金の支払い対象となります。
- 「ケガのみコース」は、「夫婦型」「家族型」プランもご用意しています。詳しくは別記の「ケガのみコース・夫婦型」「家族型」プランのご案内をご覧ください。

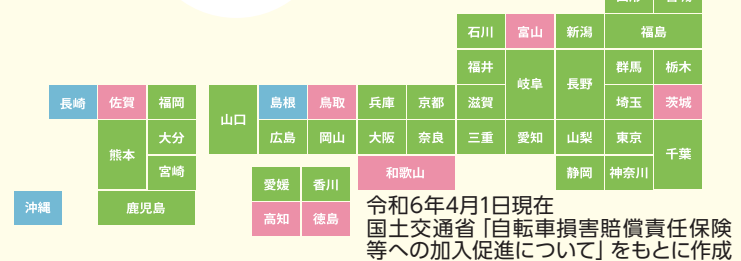
オプションへのご加入をご希望の方は、別記の「〈現役社員用〉ケガと病気の保険オプション」をご覧ください。

自転車保険の義務化も進んでいます!

あなたのお住まいの地域は
自転車保険が義務化
 されていますか?



＝義務化
 ＝努力義務



令和6年4月1日現在
 国土交通省「自転車損害賠償責任保険
 等への加入促進について」をもとに作成

日常生活賠償への加入で

示談交渉サービス付

日本国内で発生した賠償事故については、被保険者のお申し出により三井住友海上が**示談交渉**をお引受します。

示談交渉は
 引受保険会社が
 お引受します!



退職後の保障も考えている方へ



ご退職後は三井住友海上あいおい生命の
 医療保険Aセレクトupへの移行が可能!

※一定条件を満たせば簡易な告知で移行できます
 A1セットを3口以上継続して2年以上ご加入いただいている方
 過去5年以内にがんによる治療を受けていない方 等
 ※移行条件の詳細は次ページをご覧ください。

★保険金のお支払い例

例えば 脳卒中と診断され、30日間入院し入院中に1回
 手術を受け、退院後も10日間通院。(3口ご加入の場合)

疾病入院保険金: 3,000円 × 30日 合計
 疾病手術保険金: 60,000円
 疾病通院保険金: 1,800円 × 10日
168,000円

オプションへのご加入をご希望の方は、別記の「〈現役社員用〉ケガと病気の保険オプション」をご覧ください。

退職時に「ケガと病気コース」の疾病補償を

現行制度
三井住友海上火災保険株式会社
「ケガと病気コース」

移行後契約
三井住友海上あいおい生命保険株式会社
終身医療保険「医療保険Aセレクトup」
エース アップ

退職者向け終身医療保険のポイントをご紹介します！

Point 1

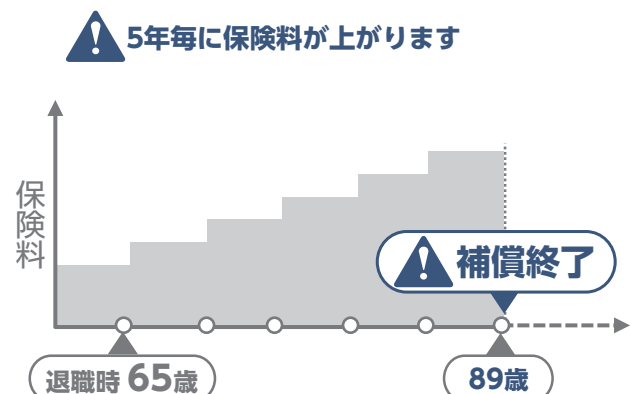


月々の保険料は一生涯定額です！

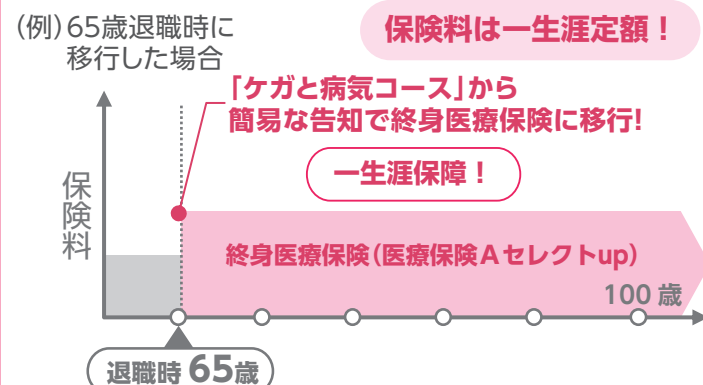
「ケガと病気コース」は5歳刻みで保険料がアップしますが、
終身医療保険は**ご加入時の保険料から上がりません！**

【保険料イメージ】

ケガと病気コース[団体総合生活補償保険 (MS&AD型)]



退職者向け終身医療保険 (医療保険Aセレクトup)



保障も一生涯続く！

「ケガと病気コース」の疾病補償部分は89歳までの補償です。
終身医療保険に移行すると
病気・ケガによる入院等の保障が一生涯続きます！
※それぞれの商品で補償（保障）内容は異なりますので、詳しくは各パンフレットをご覧ください。

Point 3



通常のご契約と比べ、簡易な告知で移行できます！

ご加入にあたりましては、下記の告知項目を確認させていただきます。

過去5年以内に、ガンにより、医師による手術または医師の診察・検査・治療・投薬を受けた
ことがありますか（ガンには、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫、上皮内ガンを含む）

なお、退職者移行制度では、「ケガと病気コース」加入時の健康状況の条件を引き継ぎます。

一生涯の保障へ移行できます！

「ケガと病気コース(A1)」に3口
以上ご加入の方が対象です



退職者移行制度ご利用の条件

移行のタイミング 退職時または満期時

移行制度をご利用いただくためには、以下の5つの条件を満たしていただく必要があります。

- ①「ケガと病気コース」の被保険者であること
- ②「ケガと病気コース」に継続して2年間以上かつ3口以上加入していること
- ③過去2年以内に入院保険金、手術保険金または放射線治療保険金の支払いがないこと
※お申し込み後、移行手続き開始までに請求が発生した場合も移行制度の対象外となります。
- ④保険金額など、「ケガと病気コース」の加入内容より保険責任が拡大・増額しないこと
- ⑤ガンに関する告知に該当しないこと
告知事項⇒「過去5年以内に、ガンにより、医師による手術または医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことがありますか（ガンには、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫、上皮内ガンを含む）。」

補償(保障)内容例

			現行制度	移行後契約
商品名			ケガと病気コース (A1セット 5口)	医療保険Aセレクトup
基本補償(保障)	入院	日額	5,000円	5,000円 入院5日目までは一律5日分
		1回の入院の 支払限度日数	180日	120日
	手術	入院中の手術	ケガの場合：入院日額の10倍 病気の場合：入院日額の20倍	入院給付金日額の20倍
		外来での手術	入院日額の5倍	入院給付金日額の5倍
	その他		疾病放射線治療 疾病入院日額の10倍	放射線治療 入院給付金日額の10倍 集中治療室管理 入院給付金日額の20倍

プランや年齢、性別によって保険料は異なります。それぞれの
保険料詳細は、取扱代理店にお問い合わせください。

※医療保険Aセレクトupは「医療保険（無解約返戻金型）(25) 無配当」
の販売名称です。
※保険料払込期間中に解約された場合には解約返戻金はありません。
※生命保険契約のご検討に際しては、必ず「契約概要（移行制度専用）」
「注意喚起情報（移行制度専用）」「ご契約のしおり・約款」「ご契約
のしおり・約款（移行制度専用）」をご覧ください。

※三井住友海上あいおい生命で既にご契約がある方等、ご契約内容によ
っては移行できない場合や特約が付加できない場合があります。
※移行後契約は、2026年5月現在の商品を記載しています。今後変
更となる場合がありますので、移行時には必ず移行後契約の商品内
容をご確認ください。

ケガと病気の保険

オプション

全ての基本セット(個人型)につけることができます!!

先進医療を受けなければならなくなった…、親御さまの介護が必要になった…、などの場合に備えた特約を選ぶことができます。

公的医療保険の対象外となる、先進医療にかかる費用(技術料)等を補償する特約です。

先進医療費用[※]～先進医療費用保険金補償特約～

- 「先進医療」とは、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限りです。)をいいます。
- 先進医療の種類および実施医療機関については厚生労働省のホームページでご確認ください。

POINT 1

先進医療にかかる費用(技術料)等^{※1}を補償

主な先進医療例として次のものがあげられます。^{※2}

技術名	年間実施件数	平均費用
陽子線治療	827件	2,679,335円
重粒子線治療	442件	3,144,880円

^{※1} 先進医療にかかる費用(技術料)に加えて、その治療に必要とした交通費、宿泊費も補償します。なお、自己負担額が一定額を超えた場合に払い戻される高額療養費制度の適用を受けたときは、その払い戻し部分に対しては保険金をお支払いしません。

^{※2} 厚生労働省「第138回先進医療会議資料」令和6年度実績報告(令和5年7月1日～令和6年6月30日)をもとに作成。

POINT 2

先進医療を受けるための交通費・宿泊費も補償

例えば、重粒子線治療を実施している医療機関は、全国で7病院^{※3}に限られます。

^{※3} 厚生労働省ホームページ「先進医療を実施している医療機関の一覧」(令和7年8月1日現在)をもとに作成。
(千葉県・兵庫県・群馬県・佐賀県・神奈川県・大阪府・山形県)

●補償する交通費・宿泊費とは…

- ・先進医療を受けるための医療機関と間の往復交通費
- ・先進医療を受けるための宿泊費(1泊につき1万円限度)

■保険料と保険金額 <1口限度>

セット名	S1
先進医療費用 保険金額	1,000万円(限度) (交通費・宿泊費を含みます)

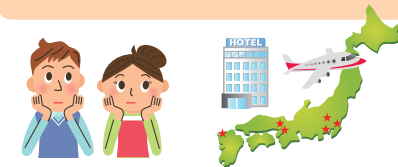
月払保険料 60円



例えば、がん治療に効果が見込まれる重粒子線治療の自己負担金額は…

約**314万円**^{※2}

先進医療を実施している医療機関は限られており、治療費に加えて交通費・宿泊費の負担も考えなければなりません。



NEW CT・MRI検査一時金+セカンドオピニオン補償[※]

■CT・MRI検査とは

通常のレントゲンでは見つけにくい病気の早期発見、適切な治療の開始に役立つ検査。年間数百～数千件ほど実施。(脳や心臓の異常、がんの発見等)

■セカンドオピニオンとは

病気の治療法を決定する際に、別の医師から意見を求めること。これにより、最適な医療情報に基づいた最適な治療法を選択する手助けとなる。

満年齢	月払保険料	満年齢	月払保険料	満年齢	月払保険料
生後15日～4才	110円	30～34才	160円	60～64才	410円
5～9才	100円	35～39才	180円	65～69才	550円
10～14才	120円	40～44才	180円	70～74才	710円
15～19才	120円	45～49才	200円	75～79才	860円
20～24才	120円	50～54才	240円	80～84才	930円
25～29才	150円	55～59才	310円	85～89才	930円

セット名	M1
補償内容	保険金額(1口限度)
日本国内においてCTまたはMRI検査を受検した場合の一時金(定額払) ^{※1}	3万円
日本国内においてセカンドオピニオンを受診した場合に要する費用(実費払) ^{※2}	10万円

^{※1} 健康診断や検診等の自由診療のために受けた検査は補償対象外です。

^{※2} 担当医から意見書等が作成され、異なる医師に相談を行うものが補償対象であり、単に被保険者のみに判断で異なる医師に相談を行う場合は補償対象外です。

[※]先進医療費用、CT・MRI検査一時金+セカンドオピニオン補償に加入される場合、「ケガのみコース」にご加入の方でも健康に関する告知が必要です(既に「ケガと病気コース」に加入されている方でも、再度告知が必要になります)。

<ご注意>再告知された場合、先進医療費用、CT・MRI検査一時金+セカンドオピニオン補償部分だけではなく基本補償についても再告知された内容が適用されます。詳細は別記の「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧ください。

日常生活賠償

示談交渉サービス付
(日本国内のみ)



例えばこんなときにお役に立ちます



キャッチボールをしていて他人の家の窓ガラスを割った



風呂をあふれさせ、階下の他人宅を水浸しにした



自転車に乗っていて、他人にケガをさせた

実際に自転車の**高額賠償事故**が起っています!

高額な賠償判決の事例

判決認容額[※]

9,521万円

(神戸地方裁判所 2013 年7月4日判決) 自転車坂を下っている際に女性と衝突。被害者は意識が戻らない状態になった。



一般社団法人 日本損害保険協会「知っていますか?自転車の事故 ～安全な乗り方と事故への備え～(2025年8月版)」をもとに作成。

[※]判決認容額とは、上記裁判における判決文で加害者が支払いを命じられた金額です(金額は概算額)。上記裁判後の上訴等により、加害者が実際に支払う金額とは異なる可能性があります。

被保険者の範囲

- (a) 本人^{(*)1}
- (b) 本人^{(*)1}の配偶者
- (c) 同居の親族(本人^{(*)1}またはその配偶者と同居の、本人^{(*)1}またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族)
- (d) 別居の未婚の子(本人^{(*)1}またはその配偶者と別居の、本人^{(*)1}またはその配偶者の未婚の子)
- (e) (a)から(d)までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方^{(*)2}。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。

^{(*)1} 加入申込票の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。

^{(*)2} 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。

(注)同居・別居の別および続柄は保険金支払事由発生の際におけるものをいいます。住民票上は同居となっていないも実態が別居の場合は、ここである同居には該当しません。また、未婚とは、一度も結婚したことがないことをいいます。

携行品損害

例えばこんなときにお役に立ちます



外出先で誤ってカメラを落として壊した



旅行中、トランクをぶつけ壊れてしまった

損害の額は、1個、1組または1対のものについて10万円が限度となります。

■保険料と保険金額 <1口限度>

セット名	T1
携行品損害保険金額 (免責金額3千円)	20万円(限度)
月払保険料	110円

●携行品損害・日常生活賠償・先進医療費用オプションのご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

親御さまの介護に備えて、「親介護一時金支払特約」をご検討ください。

親介護～親介護一時金支払特約～



特約被保険者として加入者証に記載された被保険者本人の親(姻族を含む)最大2名が要介護2以上の状態となり、90日を超えて継続した場合に、

一時金として**100万円**をお支払いします。

要介護2状態の目安

- 立ち上がりや片足での立位保持、歩行などに何らかの支えを必要。
- 衣服の着脱は何とかなる。等

介護のため一時的に必要となる費用(介護用品・住宅リフォーム費用等)に充当することを目的とした特約です。

<補償対象となれる親御さま> 被保険者ご本人の親(姻族を含みます。)でかつ満年齢が20才以上、89才以下(保険始期日時点)

■保険料と保険金額 <1口限度>

セット名	W2
親介護一時金額	100万円

※満89才まで継続できます!!

親御さまのご年齢	月払保険料	親御さまのご年齢	月払保険料
20～44才	10円	65～69才	470円
45～49才	20円	70～74才	1,060円
50～54才	40円	75～79才	2,350円
55～59才	90円	80～84才	6,070円
60～64才	200円	85～89才	12,170円



ケガのみコース・「夫婦型」「家族型」プランのご案内

■保険料と保険金額 <10口限度・オプションは1口限度>

夫婦型

【夫婦型】では、加入申込票の被保険者本人氏名欄にお名前をご記入された方（記名被保険者本人）の配偶者の方も自動的に補償の対象者^(※)となります。加入申込票に記名被保険者本人の配偶者のお名前をご記入いただく必要はありません。
(※)被保険者の範囲は記名被保険者本人、記名被保険者本人の配偶者です。ここでいう「被保険者の範囲」は、保険金支払事由発生時のものをいいます。

セット名	B2
ケガで死亡または後遺障害が残ったとき 傷害死亡・後遺障害保険金額	100万円
ケガで入院したとき 傷害入院保険金日額	180日限度(お支払対象期間1,095日まで) 1日につき 1,000円
ケガで手術したとき 傷害手術保険金	①入院中に受けた手術の場合 傷害入院保険金日額の10倍 ②入院中以外の手術の場合 傷害入院保険金日額の5倍
ケガで通院したとき 傷害通院保険金日額	90日限度(お支払対象期間180日まで) 1日につき 600円
月払保険料	550円

熱中症も補償します！

オプション 日常生活賠償(夫婦型)

セット名	U3
日常生活賠償保険金額	1億円(限度)
月払保険料	110円

オプション 携行品損害(夫婦型)

セット名	T2
携行品損害保険金額 (免責金額3千円)	20万円(限度)
月払保険料	140円

●上記セットには熱中症危険補償特約がセットされておりますので、急激かつ外来による日射または熱射により被った身体障害についても傷害保険金の支払い対象となります。

オプションの「携行品損害」の被保険者の範囲も「夫婦型」になります。

オプションの「日常生活賠償」の被保険者の範囲は別記の「日常生活賠償(被保険者の範囲)」をご確認ください。

家族型

【家族型】では、加入申込票の被保険者本人氏名欄にお名前をご記入された方（記名被保険者本人）のご家族全員が補償の対象者^(※)となります。加入申込票にご家族お一人お一人のお名前をご記入いただく必要はありません。
(※)被保険者の範囲は記名被保険者本人、記名被保険者本人の配偶者、記名被保険者本人またはその配偶者の同居の親族、記名被保険者本人またはその配偶者の別居の未婚のお子さまとなります。ここでいう「被保険者の範囲」は、保険金支払事由発生時のものをいいます。また、親族とは、記名被保険者本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

セット名	C2
ケガで死亡または後遺障害が残ったとき 傷害死亡・後遺障害保険金額	100万円
ケガで入院したとき 傷害入院保険金日額	180日限度(お支払対象期間1,095日まで) 1日につき 1,000円
ケガで手術したとき 傷害手術保険金	①入院中に受けた手術の場合 傷害入院保険金日額の10倍 ②入院中以外の手術の場合 傷害入院保険金日額の5倍
ケガで通院したとき 傷害通院保険金日額	90日限度(お支払対象期間180日まで) 1日につき 600円
月払保険料	1,020円

熱中症も補償します！

オプション 日常生活賠償(家族型)

セット名	U5
日常生活賠償保険金額	1億円(限度)
月払保険料	110円

オプション 携行品損害(家族型)

セット名	T3
携行品損害保険金額 (免責金額3千円)	20万円(限度)
月払保険料	170円

●上記セットには熱中症危険補償特約がセットされておりますので、急激かつ外来による日射または熱射により被った身体障害についても傷害保険金の支払い対象となります。

オプションの「携行品損害」の被保険者の範囲も「家族型」になります。

オプションの「日常生活賠償」の被保険者の範囲は別記の「日常生活賠償(被保険者の範囲)」をご確認ください。

■ご注意ください

●「ケガのみコース(夫婦型・家族型)」で被保険者(補償の対象者)本人^(※)となれる方の範囲は、住友化学株式会社およびそのグループ会社の役員・従業員およびその配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹です。

(※)加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。

●ケガのみコース(夫婦型・家族型)にはオプションの先進医療費用保険金補償特約および親介護一時金支払特約はセットできません。

所得補償保険



傷害保険や医療保険ではカバーできない、“所得”を最長1年まで補償。
ケガや病気で就業できなくなったときのための保険です。

自宅療養[※]が必要となった際の補償を備えていますか？

※自宅療養とは、医師が必要と認めたものに限ります。

ご存知ですか？

自宅療養期間は一般的な傷害保険や医療保険等では補償を受けられません！

一般的な、傷害・医療保険は実際の入院日数、通院日数により保険金が支払われます。よって自宅療養期間中は補償を受けることができません。

自宅療養の期間が長くなると、収入は減少するうえに、加入している保険金の支払いも受けられない、という状況になります。

毎月の出費は待ってくれません！

POINT

ケガや病気で、5日以上働けなくなった場合、
最長1年まで補償

有給休暇期間も補償対象です

4日を超える就業不能期間に対して最長1年まで保険金をお支払します。※有給休暇期間も就業不能期間となります。

■保険料と保険金額 <1口あたり・30口限度>

セット名	Dセット (職種級別1級の方)	D2セット (職種級別2級の方)	D3セット (職種級別3級の方)
所得補償保険金額(月額)	10,000円	10,000円	10,000円
月払保険料	30～34才	88円	101円
	35～39才	103円	119円
	40～44才	129円	148円
	45～49才	150円	172円
	50～54才	175円	201円
	55～59才	183円	211円

■保険期間：1年 ■てん補期間：1年間 ■免責期間：4日

●平均月間所得額の50%以下(国民健康保険にご加入の方は70%以下)となるよう設定していただきます。

●年令は保険始期日時点の被保険者の満年令となります。上記保険料表以外の方は、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

■保険料と保険金額

基本職種級別	1級	2級	3級
職種級別については右の分類をご参照ください。なお記載のないご職業の方は、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。	事務系会社員、小・中学校の教員、医師、弁護士、公認会計士、税理士、販売員(危険物を取り扱わない方)など	倉庫作業、理容師、美容師、調理人、ガソリンスタンド従業員、電気工事業者など	化学製品製造業者(危険物 ^{※2} を取り扱わない者)、自動車修理業者、自動車組立工、建設・土木業者、金属工作機械工、医薬品製造工、トラック運転手など

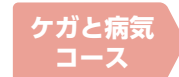
※2 危険物とは、爆発性、毒性、劇薬、高熱、低熱、高圧等をいいます。

例えば

平均月間所得額が40万円のAさんは、Dセットに20口加入しました。
ある日脳卒中を発病、1か月と9日入院し、退院後は医師の治療を受けながら2か月と10日の間自宅療養となりました。
この場合のお支払いできる保険金はいくらになるでしょうか？

働けない期間 3か月と19日	—	免責期間 4日間	=	保険金お支払い対象期間 3か月と15日	：	所得補償保険金額 20万円	×	保険金お支払い対象期間 3か月+ ^{15日} _{30日} か月	=	お支払い保険金 70万円
-------------------	---	-------------	---	------------------------	---	------------------	---	--	---	-----------------

1か月未満の端日数が生じた場合は、1か月を30日として計算した割合により保険金の額を決定します。



ケガ				病気		
入院	手術	通院	死亡・後遺障害	入院	手術 放射線治療	退院後の通院
○	○	○	○	×	×	×
○	○	○	○	○	○	○

オプション

日常生活賠償

携行品損害

先進医療費用

CT・MRI検査一時金
+セカンドオピニオン補償



今、あなたに必要な補償は？ 加入例をご紹介します。

迷ったときにはまず…

ケガと日常生活での賠償事故をカバー
CT・MRI+セカンドオピニオン補償や先進医療補償も選択可能！



ケガのみ
コース
個人型



日常生活賠償
U3×1□



CT・MRI検査一時金
+セカンドオピニオン補償
M2×1□

熱中症も
補償します！

F2セット×5□

自転車に乗られる方には…

低廉な保険料でご自身のケガへの備えと、
賠償事故をカバー!!



ケガのみ
コース
個人型



日常生活賠償
U3×1□



万が一、加害者になったときの
備えも大切です！

自転車による高額な
賠償事故が増えています

各自治体の条例により、自転車を利用される
方は、保険等への加入が求められています。

F2セット×1□

家族をしっかりと補償したい！

ケガのみの補償の場合、夫婦型のセットもございます！



ケガのみ
コース
夫婦型



携行品損害
T2×1□

日常生活賠償
U4×1□

G2セット×5□

年令を重ねるごとに病気のリスクは高くなります。 病気補償にもしっかり備えましょう！



ケガと病気
コース
個人型



先進医療費用
Y1×1□



CT・MRI検査一時金
+セカンドオピニオン補償
M2×1□

F1セット×3□



ケガと病気
コース
個人型



先進医療費用
Y1×1□



CT・MRI検査一時金
+セカンドオピニオン補償
M2×1□

F1セット×3□

ケガと病気の保険

基本セット

<団体総合生活補償保険 (MS&AD 型)>

基本セット

ケガのみコース 個人型

熱中症も
補償します！



日本国内・
海外とも補償

■保険料と保険金額 < 1 □あたり・5 □限度 >

セット名	F2
ケガで死亡または後遺障害が残ったとき 傷害死亡・後遺障害保険金額	100万円
ケガで入院したとき 傷害入院保険金日額	180日限度 (お支払対象期間 1,095日まで) 1日につき 1,000円
ケガで手術したとき 傷害手術保険金	① 入院中に受けた手術の場合 傷害入院保険金日額の10倍 ② 入院中以外の手術の場合 傷害入院保険金日額の5倍
ケガで通院したとき 傷害通院保険金日額	90日限度 (お支払対象期間 180日まで) 1日につき 600円



料理中に
ヤケドした



スキー中に
ケガをした



日射または熱射
により身体の
障害を被った

など

年払保険料

2,820円

- 上記セットには天災危険補償特約がセットされておりますので、地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガの場合も傷害保険金の支払い対象となります。
- 上記セットには熱中症危険補償特約がセットされておりますので、急激かつ外来による日射または熱射により被った身体の障害についても傷害保険金の支払い対象となります。
- 上記セットには傷害後遺障害等級第1～7級限定補償特約がセットされているため、後遺障害等級第1～14級のうち第1～7級に掲げる保険金支払割合 (42%～100%) を適用すべき後遺障害が発生した場合のみ、傷害後遺障害保険金をお支払いします。

基本セット

ケガのみコース 夫婦型

熱中症も
補償します！



日本国内・
海外とも補償

■保険料と保険金額 < 1 □あたり・5 □限度 >

セット名	G2
ケガで死亡または後遺障害が残ったとき 傷害死亡・後遺障害保険金額	100万円
ケガで入院したとき 傷害入院保険金日額	180日限度 (お支払対象期間 1,095日まで) 1日につき 1,000円
ケガで手術したとき 傷害手術保険金	① 入院中に受けた手術の場合 傷害入院保険金日額の10倍 ② 入院中以外の手術の場合 傷害入院保険金日額の5倍
ケガで通院したとき 傷害通院保険金日額	90日限度 (お支払対象期間 180日まで) 1日につき 600円



火事にあい
ケガをした



自転車で
転んで
ケガをした



日射または熱射
により身体の
障害を被った

など

年払保険料

5,270円

- 上記セットには天災危険補償特約がセットされておりますので、地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガの場合も傷害保険金の支払い対象となります。
 - 上記セットには熱中症危険補償特約がセットされておりますので、急激かつ外来による日射または熱射により被った身体の障害についても傷害保険金の支払い対象となります。
 - 上記セットには傷害後遺障害等級第1～7級限定補償特約がセットされているため、後遺障害等級第1～14級のうち第1～7級に掲げる保険金支払割合 (42%～100%) を適用すべき後遺障害が発生した場合のみ、傷害後遺障害保険金をお支払いします。
- 【夫婦型】では、加入申込票の被保険者本人氏名欄にお名前をご記入された方 (記名被保険者本人) の配偶者の方も自動的に補償の対象者^(※)となります。加入申込票に記名被保険者本人の配偶者のお名前をご記入いただく必要はありません。
- (※) 被保険者の範囲は記名被保険者本人、配偶者です。ここでいう「被保険者の範囲」は、保険金支払事由発生時のものをいいます。
- 「ケガのみコース (夫婦型)」で被保険者 (補償の対象者) 本人^(*)となれる方の範囲は、住友化学株式会社およびそのグループ会社の退職者およびその配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹です。
- (*) 加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。

POINT

- ▶ **ケガ・病気を問わず補償します!**
ただし、傷害死亡保険金・傷害後遺障害保険金は、事故によるケガの場合のみ補償します。
- ▶ **短い入院でもお役に立ちます! 日帰り入院から保険金をお支払いします!**

基本セット **ケガと病気コース 個人型**



■保険料と保険金額< 1口あたり・5口限度>

セット名	F1	
病気入院したとき 疾病入院保険金日額	180日限度(お支払対象期間1,095日まで)	1日につき 1,000円
病気手術したとき 疾病手術保険金	① 入院中に受けた手術の場合 ② 入院中以外の手術の場合	疾病入院保険金日額の20倍 疾病入院保険金日額の5倍
病気通院したとき 疾病通院保険金日額*	30日限度(お支払対象期間180日まで)	1日につき 600円
病気で放射線治療を受けたとき 疾病放射線治療保険金	疾病入院保険金日額の10倍	
ケガで死亡または後遺障害が残ったとき 傷害死亡・後遺障害保険金額	100万円	
ケガ入院したとき 傷害入院保険金日額	180日限度(お支払対象期間1,095日まで)	1日につき 1,000円
ケガ手術したとき 傷害手術保険金	① 入院中に受けた手術の場合 ② 入院中以外の手術の場合	傷害入院保険金日額の10倍 傷害入院保険金日額の5倍
ケガで通院したとき 傷害通院保険金日額	90日限度(お支払対象期間180日まで)	1日につき 600円

熱中症も
補償します!

満年令	年払保険料	満年令	年払保険料
生後15日～4才	3,930円	45～49才	4,980円
5～9才	3,660円	50～54才	5,790円
10～14才	3,230円	55～59才	7,010円
15～19才	3,270円	60～64才	8,990円
20～24才	3,590円	65～69才	12,350円
25～29才	3,980円	70～74才	17,050円
30～34才	4,400円	75～79才	25,690円
35～39才	4,470円	80～84才	37,930円
40～44才	4,510円	85～89才(継続のみ)	53,510円

※疾病通院の補償は疾病入院保険金をお支払いする疾病入院が終了し、退院した後、その疾病入院の原因となった病気の治療のため、通院された場合に限りします。

- 上記セットには天災危険補償特約がセットされており、地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガの場合も傷害保険金の支払い対象となります。
- 上記セットには熱中症危険補償特約がセットされており、急激かつ外来による日射または熱射により被った身体の障害についても傷害保険金の支払い対象となります。
- 上記セットには傷害後遺障害等級第1～7級限定補償特約がセットされているため、後遺障害等級第1～14級のうち第1級～7級に掲げる保険金支払割合(42%～100%)を適用すべき後遺障害が発生した場合のみ、傷害後遺障害保険金をお支払いします。
- 「ケガと病気コース」の被保険者としてご加入いただける方は、「ご加入いただける方」記載の被保険者(補償の対象者)となれる方に加え、保険始期日時時点で生後15日以上84才以下の方かつ、健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方に限ります。(最長89才までご継続いただけます。)



自転車で転んでケガをした



病気で入院した



病気で手術を受けた



日射または熱射により
身体の障害を被った
など

前述の **基本セット** にプラスして

+ 下記 **オプション** にご加入いただけます。 **【ご注意】**

※先進医療費用、CT・MRI検査一時金+セカンドオピニオン補償のみ、ケガのみコース(個人型)とケガと病気コース(個人型)にご加入の方に限ります。

ニーズに合わせて
ご加入いただけます。

オプションのみの
ご加入はできません。



日常生活賠償<個人型・夫婦型>

例えばこんなときに
お役に立ちます

示談交渉サービス付 (日本国内のみ)



自転車に
乗っていて、
他人にケガさせた



風呂をあふれさせ、
階下の他人宅を
水浸しにした

基本セットと同じ型(個人型・夫婦型)をご選択ください。

■保険料と保険金額<1口限度>

	<個人型>	<夫婦型>
セット名	U3	U4
日常生活賠償保険金額	1億円(限度)	1億円(限度)
年払保険料	1,150円	1,150円

ご存知ですか?

各自治体の条例により、自転車を利用される方は、
保険等への加入が求められています。

【条例：施行自治体】(令和6年4月1日現在)国土交通省「自転車損害賠償責任
保険等への加入促進について」をもとに作成

義 務／大阪府・愛媛県・大分県・福岡県・兵庫県・京都府・奈良県・
東京都・埼玉県・神奈川県・千葉県 他

努力義務／北海道・茨城県 他

実際に自転車の
高額賠償事故が起っています!

高額な賠償判決の事例

判決
認容額* **9,521** 万円

(神戸地方裁判所 2013 年 7 月 4 日判決)

一般社団法人 日本損害保険協会「知っていますか? 自転車の事故
～安全な乗り方と事故への備え～ (2025年8月版)」をもとに作成。

※判決認容額とは、上記裁判における判決文で加害者が支払いを命じら
れた金額です(金額は概算額)。上記裁判後の上訴等により、加害者が
実際に支払う金額とは異なる可能性があります。



自転車で坂を下っている際に
女性と衝突。被害者は意識が
戻らない状態になった。

- 携行品損害・日常生活賠償・先進医療費用オプションのご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険契約以外の保険契約に
セットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事
故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合
があり、**保険料が無駄になることがあります**。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の可否を判断のうえ、ご加入ください。

NEW CT・MRI検査一時金+セカンドオピニオン補償<個人型>※

■CT・MRI検査とは
通常のレントゲンでは見つけにくい病気の早期発
見、適切な治療の開始に役立つ検査。年間数百～
数千件ほど実施。(脳や心臓の異常、がんの発見等)

■セカンドオピニオンとは
病気の治療法を決定する際に、別の医師から意見
を求めること。これにより、最適な医療情報に基づ
いた最適な治療法を選択する手助けとなる。

セット名	M2
補償内容	保険金額(1口限度)
日本国内においてCTまたはMRI検査を受検した場合の一時金(定額払)*1	3万円
日本国内においてセカンドオピニオンを受診した場合に要する費用(実費払)*2	10万円

※1 健康診断や検診等の自由診療のために受けた検査は補償対象外です。
※2 担当医から意見書等が作成され、異なる医師に相談を行うものが補償対象であり、単に
被保険者のみに判断で異なる医師に相談を行う場合は補償対象外です。

満年令	年払保険料	満年令	年払保険料	満年令	年払保険料
生後15日～4才	1,280円	30～34才	1,810円	60～64才	4,390円
5～9才	1,180円	35～39才	1,910円	65～69才	6,000円
10～14才	1,230円	40～44才	2,000円	70～74才	7,750円
15～19才	1,340円	45～49才	2,200円	75～79才	9,420円
20～24才	1,310円	50～54才	2,620円	80～84才	10,190円
25～29才	1,600円	55～59才	3,290円	85～89才	10,190円

※**先進医療費用、CT・MRI検査一時金+セカンドオピニオン補償に加入される場合**、「ケガのみコース」にご加入の方でも**健康に関する告知が必要です**(既に
「ケガと病気コース」に加入されている方でも、再度告知が必要になります)。

<ご注意>再告知された場合、先進医療費用、CT・MRI検査一時金+セカンドオピニオン補償部分だけではなく基本補償についても再告知された内容が適用
されます。詳細は別記の「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧ください。

加入申込票 記入例【ケガと病気の保険】

すでにご加入の方については

「加入セット選択欄」には、前年ご加入のセットが表示されています。セット変更の場合は、変更箇所を＝(二重線)で訂正し、変更内容を記載してください。また、その他の印字されている内容に変更がある場合も同様に訂正ください。特に変更・訂正のお申し出がない場合は、前年ご加入のセットにて自動継続させていただきますのでご提出不要です。

記入を誤った場合

訂正箇所を二重線で抹消のうえ、正しい内容をご記入ください。
※告知質問事項、告知日、署名欄のいずれかを訂正する場合は、二重線で抹消し、訂正署名(または訂正印を押印)のうえ、正しい内容をご記入ください。

記入日を必ずご記入ください。

記載内容に間違いがないことをご確認のうえ、フルネームでご署名をお願いします。

告知欄の質問③については回答不要です。

<A1セット(ケガと病気のコース)、S1セット(先進医療費用補償特約)、M1セット(CT・MRI検査一時金+セカンドオピニオン補償)を新規にご加入される方、および補償内容を変更(増額)される方>

別記の「健康状況告知書質問事項」をご参照いただき、健康状況告知書質問事項回答欄の質問①～②にご回答ください。
※ご記入後、「告知者ご署名欄」に日付を記入のうえ必ず被保険者ご本人がご署名ください。
※ケガのみコースと合わせてご加入の場合でも、必ず告知が必要です。

生年月日は必ずご記入ください!

保険始期日時点での満年齢をご記入ください。

職業・職種欄もご記入ください。
職種コードは裏面、「職種コード一覧」をご参照ください。

他の保険契約、保険金請求歴があればご記入ください。

住友化学グループ「ケガと病気の保険」加入申込票健康状況告知書

STEP 1 申込情報と手続区分についてご確認のうえご記入ください。

住所 317 (カタカナ) オオサキ チウオウキ ケタマ 1-2-3
〒540-8677 大阪市中央区北浜 1-2-3

申込人名 307 (カタカナ) ミツシミ タロウ
フルネームでご署名ください。

職域名 018 (カタカナ) ミツシミ タロウ

加入申込日 010 令和 X 年 7 月 22 日

社員番号 017 12345678

電話番号 011 06-1234-5678

生年月日 980 (大正) 昭和 (平成) 令和 X 年 12 月 8 日

性別 992 男 (女)

STEP 2 申込内容と健康状況(告知)についてご確認のうえご記入ください。

団体総合生活補償保険 (MS&AD 型) 個人型

氏名 300 J04 (カタカナ) ミツシミ タロウ

生年月日 323 (大正) 昭和 (平成) 令和 X 年 12 月 8 日

年齢 303 満 46 才 性別 302 男 (女)

職業名 576 カタカナで記入 ジム・ジュン・ジュン

職種コード 312 11 団体との関係 L18 1

STEP 3 他保険契約等、保険金請求歴がある場合は、こちらもご確認のうえご記入ください。

他保険契約等 (注1) 他保険会社における契約を含み、団体契約、生命保険、共済契約を含みます。過去3年以内に病気またはケガで保険金(合計して5万円以上)を請求した場合は要記入してください。

他保険契約等がありますか? (あり) 保険金請求歴がありますか? (あり)

STEP 1 申込情報と手続区分についてご確認のうえご記入ください。

手続区分 下記のいずれかに○をしてください

新規に加入する

内容を変更する (追加・変更して継続する)

継続加入しない

内容を訂正する場合は、訂正箇所を二重線で抹消のうえ、正しい内容をご記入ください。

STEP 2 申込内容と健康状況(告知)についてご確認のうえご記入ください。

団体総合生活補償保険 (MS&AD 型) 夫婦型・家族型 (ケガのみコース)

氏名 300 J04 (カタカナ) ミツシミ タロウ

生年月日 323 (大正) 昭和 (平成) 令和 X 年 12 月 8 日

年齢 303 満 46 才 性別 302 男 (女)

職業名 576 カタカナで記入 ジム・ジュン・ジュン

職種コード 312 11 団体との関係 L18 1

STEP 3 他保険契約等、保険金請求歴がある場合は、こちらもご確認のうえご記入ください。

他保険契約等 (注1) 他保険会社における契約を含み、団体契約、生命保険、共済契約を含みます。過去3年以内に病気またはケガで保険金(合計して5万円以上)を請求した場合は要記入してください。

他保険契約等がありますか? (あり) 保険金請求歴がありますか? (あり)

いずれか該当する箇所に○をお願いします。

出向されている方は、必ず「出向元」の会社名をご記入ください。

<【オプション親介護一時金支払特約(W2セット)】にご加入される方>
裏面記載の「健康状況告知書質問事項」<特約被保険者用>をご覧ください。基本部分の被保険者の方が、特約被保険者となる方(親御さま)に代わって、質問事項にご回答のうえ、ご署名ください。

被保険者が満15才未満の場合
告知時において被保険者が満15才未満の場合は、親権者の方が被保険者の健康状況について告知いただき、「親権者」とご記入の上、ご署名ください。

ご記入にあたって

●【印】の項目は、ご契約に際して引渡保険会社がおたずねする特記事項(告知事項)です。
事実と相違する場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご確認のうえご回答(記入)ください。

●【●】は、補償するセットに新たに加入する場合、または、疾病補償について保険責任を加重(保険金額の増額、特約追加など)する場合は、最終員の質問事項につき、正確にご回答ください。

●【○】は、年令は保険始期日現在でご記入ください。
(保険期間の途中で加入される場合も、中途加入日現在ではなく、団体契約の保険始期日現在の年令をご記入ください。)

●【●】は、職種コードは裏面もしくは最終頁をご参照ください。 職業名・職種名は裏面もしくは最終頁の職種コード一覧を参照のうえ、カタカナ20文字以内でご記入ください。

●【●】は、団体との関係について下記該当の数字(いずれか1つ)をご記入ください。
・団体の 1: 構成員 (子会社・関連会社の構成員、退職者を含む) 0: 会員企業等の役員・従業員
・上記1または0の 2: 配偶者 3: 子ども 4: 両親 5: 兄弟姉妹 6: 同居の親族 7: 使用者

合計保険料 (R50 合計保険料 (一回分) X,XXX 円 前年合計保険料 (一回分) XXXX 円

受付日 (社内使用欄) 令和 年 月 日

合計保険料をご記入ください。

加入申込票「職業・職種欄」該当職種名一覧「ご職業欄」にご記入の際には、下記一覧ご参考の上ご記入ください。

職種コード	職業名・職種名	職種コード	職業名・職種名	職種コード	職業名・職種名
01	技術者(技師、監督を含む)	31	農林業作業	54	その他の運輸従事者 ^{※1}
02	教員	36	漁業作業	55	通信従事者(船舶・漁労船乗船者、航空機搭乗者を除きます。)
03	保健医療従事者	41	採掘・採石作業	61	金属製品加工業者
04	芸術家、芸能家	51	自動車運転者(助手を含む)	62	電気機械器具組立・修理業者
05	職業スポーツ選手	52	船舶関係従事者(漁労船以外の船舶乗船者)(モーターボート競争選手を除きます。)	63	輸送機械組立・修理業者
06	その他の専門的職業従事者	53	航空関係従事者	64	計器・光学機械器具組立・修理業者
11	事務従事者			65	その他の機械組立・修理業者
21	販売従事者				

※該当する職種がご不明な方は、代理店・扱者までご連絡ください。

職種コード	職業名・職種名	職種コード	職業名・職種名	職種コード	職業名・職種名
66	製糸・紡績業者	74	飲食品製造業者	86	サービス職業従事者
67	裁断・縫製業者	75	化学製品製造業者	91	無職者
68	木・竹・つる製品製造業者	76	建設業者		
69	パルプ・紙・紙製品製造業者	77	装置・機械・機械および建設機械運転業者		
70	印刷・製本業者	78	電気業者		
71	ゴム・プラスチック製品製造業者	79	その他の技能工・生産工程業者		
72	革・革製品製造業者	81	保安職業従事者		
73	窯業・土石製品製造業者				

訂正箇所を二重線で抹消のうえ、正しい内容をご記入ください。
※告知質問事項、告知日、署名欄のいずれかを訂正する場合は、二重線で抹消し、訂正署名（または訂正印を押印）のうえ、正しい内容をご記入ください。

職種 コード	職業名・職種名	職種 コード	職業名・職種名	職種 コード	職業名・職種名
66	製糸・紡績作業者	74	飲食料品製造作業者	86	サービス職業従事者
67	裁縫・縫製作業者	75	化学製品製造作業者	91	無職者
68	木・竹・つる製品製造作業者	76	建設作業者		
69	パルプ、紙、紙製品製造作業者	77	定置機関・機械および建設機械運 転作業者		
70	印刷・製本作業者	78	電気作業者		
71	ゴム・プラスチック製品製造作業者	79	その他の技能工・生産工程作業者		
72	革・革製品製造作業者	81	保安職業従事者		
73	窯業・土石製品製造作業者				

健康状況告知書質問事項

ご回答は加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご記入ください。

ケガと病気の保険<団体総合生活補償保険 (MS&AD型)>

所得補償保険

- 「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧ください。質問事項にご回答ください。
- 「A1、S1、M1、F1、Y1、M2セット」「所得補償保険」にお申込みいただく際には、下記の質問事項につき正確にご回答ください。「親介護W2セット」は健康状況告知内容が異なります。加入申込票をご覧ください。
- この質問事項に対するご回答が事実と相違する場合、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
- 「疾病補償」「所得補償保険」に新たにお申込みいただく方、および継続して加入する場合で保険金額の増額など補償内容を拡大する契約条件の変更を伴う方は、下記の質問事項につきご回答ください。
- 下記の質問事項には、被保険者(補償の対象者)ご自身がお答えください。^(*)
- (*)告知時における被保険者の年齢が満15才未満の場合には、親権者のうちのいずれかの方がお答えください。
- 下表に記載がある傷害や疾病については告知不要です。

告知対象外となる 傷害・疾病一覧	●ケガ* ●正常分娩 ※以下については、疾病として告知対象となります。 脊椎の捻挫・骨折、腰痛、腰部捻挫、椎間板ヘルニア、変形性脊椎症、むちうち症、脊椎症、腰椎症、頸椎症、脊柱管狭窄症、椎間板障害、腰椎分離・すべり症、脊椎分離・すべり症、突発性腰痛症(ギックリ腰)、半月板損傷、ばね指(手指屈筋腱腱鞘炎)、骨関節炎、関節内障、変形性関節症、頭部外傷後遺症、脳挫傷
---------------------	---

「疾病補償」に新たにお申込みいただく方、または加入内容の変更に伴い告知いただく方で、継続後の契約に「疾病補償」のセットが含まれている場合および「所得補償保険」に新たにお申込みいただく方、および継続して加入する場合で保険金額の増額など補償内容を拡大する加入内容の変更を伴う方は、下記の質問1、2につきご回答ください。

質問1、2の回答のいずれかが「はい」の場合：お引受けできません。 質問③については回答不要です。

質問1	*「疾病補償」「所得補償保険」がない契約をお申込みの方は回答不要です。 次のいずれかに該当しますか(ケガおよび正常分娩による入院・手術・再検査等*は除きます)。 ①告知日(ご記入日)現在、病氣のため入院しているか、入院・手術・再検査等*をすめられている。 ②告知日(ご記入日)より過去2年以内に病気で、継続して14日以上入院をしたことがある。 ※再検査等とは、医師から病氣による入院・手術のために受検の指示を受けたものをいい、精密検査等を含みます。なお、健康診断や人間ドックにおける「要再検査」等の結果は含みません。
質問2	*「疾病補償」「所得補償保険」がない契約をお申込みの方は回答不要です。 告知日(ご記入日)より過去2年以内に以下のいずれかの病氣と医師に診断されたり、医師による検査*・治療(投薬を含みます)を受けたことがある、または受けるように指導されたことがありますか。 ①「がん」、「上皮がん」 ②「糖尿病」、「高血糖症」、「耐糖能異常」 ③「精神の病氣(アルコール・薬物依存を含みます)」 ※検査結果が異常なしだった場合は「いいえ」となります。ただし、検査の結果が判明していない場合や経過観察中の場合は「はい」となります。

健康状況告知書ご記入のご案内(必ずお読みください)

ケガと病気の保険<団体総合生活補償保険 (MS & AD型)>、<所得補償保険>

以下の注意点をお読みいただき、加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご記入ください。

- 継続加入の場合で、保険責任を加重^(*)することなくご継続いただく場合には、あらためて健康に関する告知をいただく必要はありません。
- (*)保険金額の増額、支払限度日数の延長、免責期間の短縮、てん補期間の延長、病気を補償する特約の追加等、疾病に関する補償を拡大することをいいます。
1. 健康に関する告知の重要性
- 健康状況について告知いただく内容は、引受保険会社が公平な引受判断を行うための重要な事項です。必ず被保険者(補償の対象者)ご自身(WEBでお申込みいただく場合はお申込人)が、ありのままを正確に漏れなくご回答ください。
- (注)団体総合生活補償保険 (MS&AD型)については、告知時における年齢が満15才未満の場合には、親権者のうちのいずれかの方がご回答ください。

ケガと病気の保険<団体総合生活補償保険 (MS & AD型)>

特約の名称	特約固有の取扱い
親介護一時金支払特約 親介護	・基本補償部分の被保険者(子)が特約被保険者(親)を代理してご回答(ご記入・ご署名)ください。告知にあたっては、特約被保険者(親)について、ご存知の内容に基づきご回答いただくのではなく、のご案内および「健康状況告知書質問事項」を特約被保険者(親)にご説明のうえ、質問事項に対するご回答をご記入ください。 ・特約被保険者への確認方法についても「確認方法」欄にご記入ください。

2. 正しく告知されなかった場合のお取扱い
- 「健康状況告知書質問事項」について、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、ご加入内容が解除または取消しとなり、保険金をお支払いできないことがあります。
3. 書面によるご回答のお願い
- ・代理店・扱者には告知受領権があり、代理店・扱者に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。
- ・代理店・扱者への口頭によるご回答では、健康状況を告知いただいたことになりません。必ず加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」へのご記入にてご回答いただきますようお願いいたします。

4. 健康に関する告知が必要な方

- ・「疾病補償」「所得補償保険」に新たにお申込みいただく方、および継続して加入される場合で保険金額の増額など補償内容を拡大するご加入内容のご変更を伴う方は、健康に関する告知をいただく必要があります。
- ケガと病気の保険<団体総合生活補償保険 (MS & AD型)>
- ・健康に関する告知をされる方におかれましては、ご加入後の補償内容に応じた質問事項にご回答いただきますようお願いいたします。ご回答いただく質問事項は以下のとおりです。

ご加入後の補償内容(○：あり、×：なし)	回答が必要な質問事項(○：回答要、×：回答不要)		
疾病補償	質問1	質問2	質問3
○	○	○	×
×	健康に関する告知は不要です		

- ・「親介護補償」に新たにお申込みいただく方、補償内容を拡大するご加入内容のご変更を行う方は、別途「親介護一時金・専用」の告知をいただく必要があります。
- ・「健康状況告知書質問事項」のご回答に「はい」がある場合、以下の疾病に関する補償にはご加入いただけません。

項目名	特約の名称
疾病補償	疾病補償特約
	先進医療費用保険金補償特約
	CT・MRI検査一時金補償特約
	セカンドオピニオン費用補償特約
親介護補償	親介護一時金支払特約 親介護

<所得補償保険>

- ・「健康状況告知書質問事項」のご回答に「はい」がある場合、ご加入いただけません。

5. 現在のご契約を解約・減額され、新たにご加入を検討されているお客さまへ

※詳しくは重要事項のご説明(注意喚起情報)をご覧ください。

現在のご契約を解約・減額され、新たにご加入される場合も、新規にご加入される場合と同様に「健康状況告知書質問事項」にご回答いただく必要があります。現在の健康状況等によっては、ご加入いただけないことがあります。また、正しく告知をされなかった場合にはご加入内容が解除または取消しとなることがあります。

6. 保険期間の開始前の発病等のお取扱い

ケガと病気の保険<団体総合生活補償保険 (MS & AD型)>

特約の名称	お取扱い
疾病補償特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時 ^{(*)1} より前に発病した病氣 ^{(*)2} については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、病気を発病した時が、疾病入院を開始された日 ^{(*)3} からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
先進医療費用保険金補償特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時 ^{(*)1} より前に被ったケガまたは発病した病氣 ^{(*)2} については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、先進医療を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
CT・MRI検査一時金補償特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時 ^{(*)1} より前に被ったケガまたは発病した病氣 ^{(*)2} については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、CT検査またはMRI検査を受けた日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
セカンドオピニオン費用補償特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時 ^{(*)1} より前に被ったケガまたは発病した病氣 ^{(*)2} については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、そのケガまたは病氣のセカンドオピニオンを受けた日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
親介護一時金支払特約 親介護	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時 ^{(*)1} より前に要介護状態の原因となった事由が発生していた場合は、保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。

- (*)1 新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、同一の保険金を補償する加入タイプを継続加入される場合は、「継続加入してきた最初のその保険金を補償する加入タイプのご加入時」をいいます。
- (*)2 その病氣と医学上因果関係がある病氣を含みます。発病日は医師の診断(人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。)によります。
- (*)3 疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始された時」、「放射線治療を開始された日」と読み替えます。

<所得補償保険>

ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時^{(*)1}より前に発病した病氣^{(*)2}または発生した事故によるケガについては保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。

なお、継続加入である場合で、病気を発病した時またはケガの原因となった事故発生の時が就業不能となられた日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。

- (*)1 新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、継続加入される場合は「継続加入してきた最初の保険契約のご加入時」をいいます。
- (*)2 就業不能の原因となった病氣と医学上因果関係がある病氣を含みます。発病日は医師の診断(人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。)によります。

7. その他ご留意いただく点

- ・ご加入のお申込後または保険金のご請求の際、引受保険会社の社員または引受保険会社で委託した確認担当者が健康状況の告知内容等を確認させていただく場合があります。
- ・「健康状況告知書質問事項」にご回答いただいた後に、万一、告知内容の漏れ・誤りに気づかれた場合は代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。告知内容の訂正の手続きをご案内します。ただし、お申出内容によっては訂正をお受けできずご加入をそのままご継続いただけない場合があります。

特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されているお客さまへ

ケガと病気の保険<団体総合生活補償保険(MS & A D型)>

・継続加入していただいているお客さまは、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件で加入されている場合があります。現在ご加入いただいているご契約の加入者証や、加入申込票の「特定疾病対象外欄」に表示されている疾病コードに属する疾病・症状群(*)については、保険金をお支払いしません。この条件の各特約における取扱い、次のとおりです。

(*)お支払対象外となる疾病コードと医学上因果関係が認められる疾病・症状についても対象外となります。

特約の名称	お取扱い
疾病補償特約	ご継続時には、あらためて現在の健康状況等に応じた告知をしていただくことができます。 なお、保険期間の途中で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。 あらためて告知される場合、告知の結果によって以下いずれかのお取扱いとなります。
先進医療費用 保険金補償特約	<告知の結果、お引受けできる場合> 特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件を削除してご加入いただくことができます。 加入申込票の「特定疾病対象外欄」に疾病コード、疾病・症状名(カナ)が表示されている場合は、以下のとおりご記入ください。 なお、条件を削除してご継続いただいた場合でも、保険金のお支払有無は、発病時点の保険契約の条件で判断することができます。
CT・MRI検査 一時金補償特約	<告知の結果、お引受けできない場合> ご加入をご継続いただくことができません。
セカンドオピニオン 費用補償特約	<告知の結果、お引受けできない場合> ご加入をご継続いただくことができません。
親介護一時金 支払特約	特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件で加入いただくことはできませんので、説明すべき事項はありません。

<所得補償保険>

・継続加入していただいているお客さまは、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件で加入されている場合があります。現在ご加入いただいているご契約の加入者証や、加入申込票の「特定疾病対象外欄」に表示されている疾病コードに属する疾病・症状群(*)については、保険金をお支払いしません。

(*)お支払対象外となる疾病コードと医学上因果関係が認められる疾病・症状についても対象外となります。

・ご継続時には、あらためて現在の健康状況等に応じた告知をしていただくことができます。
なお、保険期間の途中で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。
あらためて告知される場合、告知の結果によって以下いずれかのお取扱いとなります。

<告知の結果、お引受けできる場合>

特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件を削除してご加入いただくことができます。
加入申込票の「特定疾病対象外欄」に疾病コード、疾病・症状名(カナ)が表示されている場合は、以下のとおりご記入ください。
なお、条件を削除してご継続いただいた場合でも、保険金のお支払有無は、発病時点の保険契約の条件で判断することができます。

<告知の結果、お引受けできない場合>

ご加入をご継続いただくことができません。

【保険金をお支払いしない条件を削除する場合の記入方法】

加入申込票の疾病コード、疾病・症状名(カナ)を二重線で削除したうえで、ご加入後の補償内容に応じた質問事項にご回答ください。告知署名も忘れずにご記入ください。

ご加入後の補償内容に応じた質問事項の回答をご記入ください。

疾病			本人介護	特定疾病対象外欄
質問1	質問2	質問3	質問4	
LKA	LKH	L1A		
はい3	はい3	はい3		
いいえ4	いいえ4	いいえ4		
【はい】の場合、該当補償についてお引受けできません。詳細は添付の健康状況告知書質問事項をご参照ください。				
※告知者ご署名欄				
(注1)をご確認のうえ、必ず被保険者ご本人がフルネームでご署名ください。告知時における被保険者ご本人の年齢が満15才未満の場合には、親権者のうちいずれかの方がご署名ください。				
LW8 告知日				
令和R 年 10 月 1 日				
三住 太郎				

・各疾病コードに属する疾病・症状は、次表または引受保険会社のホームページに記載されている「疾病・症状一覧表」をご確認ください。下記からアクセスいただけます。



ご確認ください。代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

疾病・症状一覧表

加入申込票の「特定疾病対象外欄」に記載のある疾病コードに属する疾病・症状は下表のとおりです。

分類	疾病コード	疾病・症状名
循環器系等の疾患	A0	心臓弁膜症*、心不全、狭心症、心筋梗塞、心室細動、急性冠症候群、不整脈(心房細動、心房粗動、発作性心頻拍症、心室性頻拍症、洞不全症候群、完全房室ブロックを含みます。)、心臓喘息、冠状動脈硬化症、心筋症、心内膜炎(細菌性以外)、心房中隔欠損症 ※僧帽弁・大動脈弁・肺動脈弁・三尖弁の狭窄症または閉鎖不全症をいい、僧帽弁逸脱症候群を含みます。
	A1	脳腫瘍、脳卒中(脳出血、脳梗塞(脳軟化)を含みます。)、くも膜下出血、脳血栓、脳塞栓、もやもや病、一過性脳虚血発作(TIA)、脳動静脈奇形(脳動静脈瘤)、頸動脈狭窄症
	A2	高血圧症、動脈硬化、動脈瘤(動脈解離を含みます。)、静脈瘤
	A3	リウマチ性心疾患、リウマチ(関節・筋肉)
	A4	低血圧症
消化器系の疾患	B0	胃がん、腸がん、食道がん、大腸がん、急性胃炎、慢性胃炎、胃下垂、胃・十二指腸潰瘍、大腸炎、虫垂炎、イレウス(腸閉塞)、急性胃粘膜病変、憩室炎(憩室症)、そけいヘルニア、腹壁ヘルニア、胃・腸・食道ポリープ(良性)、胃腸炎、胃腺腫、大腸腺腫、腸重積、腹膜炎、嘔吐下痢症、クローン病、潰瘍性大腸炎、過敏性腸症候群
	B1	肝臓がん、肝硬変、黄疸、肝機能障害、肝肥大、急性肝炎、慢性肝炎、脂肪肝 ※伝染性肝炎、ウイルス性肝炎はB1ではなくG2に該当します。ただし、ウイルス性肝炎のうち、A型・B型・C型肝炎は、B1とG2に重複して該当します。
	B2	胆道がん、胆石症、胆嚢炎、総胆管結石、胆嚢筋症、胆嚢ポリープ(良性)、胆管炎
	B3	膵臓がん、急性膵炎、慢性膵炎、膵石症、膵腫、膵のう胞
	B4	痔、痔ろう、脱肛、肛門周囲膿瘍
呼吸器系の疾患	B5	歯の支持組織の疾患、その他の歯の疾患
	C0	肺がん、肺炎、肺気腫、肺線維症、塵肺症、胸膜炎(肋膜炎)、肺嚢胞症、自然気胸、中葉症候群、肺化膿症(肺膿瘍を含みます。)、肺梗塞、慢性閉塞性肺疾患
	C1	喉頭がん、気管支喘息(小児喘息、アレルギー性喘息を含みます。)、喘息性気管支炎、気管支拡張症、慢性気管支炎、びまん性汎細気管支炎、急性気管支炎、咳喘息
泌尿器・生殖 器系の疾患	C2	アレルギー性鼻炎、慢性副鼻くう炎(蓄膿症を含みます。)、鼻中隔彎曲症
	D0	腎盂腎炎(腎盂炎)、ネフローゼ(症候群)、腎炎(慢性腎臓炎、IgA腎症を含みます。)、腎周囲炎、膿腎、萎縮腎、尿毒症、腎不全、慢性膀胱炎、腎嚢胞、水腎症、尿道狭窄
	D1	前立腺がん、前立腺肥大、前立腺炎
	D2	子宮がん、乳がん、卵巣がん、乳房の疾患、子宮筋腫、子宮内膜炎、卵巣嚢腫、子宮頸部異形成、子宮内膜ポリープ(良性)、子宮頸管ポリープ(良性)、チョコレート嚢胞、子宮腺筋症、子宮内膜症
内分泌系の疾患	D3	尿路結石(腎臓結石、尿管結石、膀胱結石)
	E0	糖尿病・高血糖症
	E1	痛風
血液・造血 系の疾患	E2	甲状腺機能亢進症(バセドウ病を含みます。)、甲状腺機能低下症、甲状腺炎、甲状腺腫・甲状腺腫瘍(良性)
	F0	白血病、悪性リンパ腫、貧血、紫斑病
感染・寄生虫 症	G0	結核(腎結核を除きます。)
	G1	腎結核
	G2	伝染性肝炎、ウイルス性肝炎* ※A型・B型・C型肝炎は、G2とB1に重複して該当します。
	G3	細菌性心内膜炎
神経・感覚器 系の疾患	G4	淋病、梅毒、その他の性病
	H0	てんかん、パーキンソン病、多発性硬化症、髄膜炎、脳膜炎、自律神経失調症、インフルエンザ脳症
	H1	筋ジストロフィー症、神経痛、神経痛、顔面神経障害、手根管症候群、重症筋無力症、ギランバレー症候群
	H2	白内障、緑内障、黄斑変性症、その他の目の疾患
筋・骨格系の疾患	H3	中耳炎(慢性中耳炎を含みます。)、乳様突起炎、メニエール病、突発性難聴、耳鳴症
	J0	脊椎カリエス、脊椎の捻挫・骨折、腰痛、腰部捻挫、椎間板ヘルニア、変形性脊椎症、むち打ち症、脊椎症、腰椎症、頸椎症、脊柱管狭窄症、後縦靱帯骨化症、椎間板障害、腰椎分離・すべり症、脊椎分離・すべり症、突発性腰痛症(ギックリ腰)
	J1	膠原病*、骨髄炎(急性化膿性骨髄炎を含みます。)、半月板損傷、ばね指(手指屈筋腱腱鞘炎)、特発性大腿骨頭壊死 ※ベーチェット病、全身性エリテマトーデス、強皮症、多発性筋炎・皮膚筋炎、結節性動脈周囲炎(結節性多発動脈炎)、混合性結合組織病、アレルギー性肉芽腫性血管炎(チャージ・スト劳斯症候群)、側頭動脈炎をいいます。
	J2	骨関節炎、関節内障、変形性関節症
外傷後遺症	K0	頭部外傷後遺症、脳挫傷
皮膚の疾患	L0	アトピー性皮膚炎、蜂窩織炎、帯状疱疹、粉瘤(アテローム)
新生物	M0	悪性新生物(がん)(上皮内新生物を含みます。)
職業病	N0	職業病
精神障害	P0	認知症、アルコール・薬物使用による精神障害、統合失調症、妄想性障害、躁うつ病等の気分障害、抑うつ状態、神経症性障害(不安障害を含みます。)、ストレス関連障害(パニック障害、適応障害を含みます。)、摂食・睡眠障害、人格障害、詳細不明の精神障害
	Q1	妊娠及び産褥の中毒症、早産、流産、分娩及び産褥の敗血症、分娩の合併症、その他の妊娠・出産に関わる疾病
妊娠・出産に かかる疾患	Q2	上記Q1の疾病・症状のうち、告知日時点における妊娠によるもの
その他	R0	現在ご加入の契約の加入者証や、加入申込票「特定疾病対象外欄」に表示された疾病・症状

【ご注意ください】

●ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

●この保険の保険期間は1年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

●保険金請求状況等とは、加入者間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合、飲酒運転等の法令違反や事実を偽った保険金請求が行われた場合等をいいます。

●引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。

●この保険は住友化学株式会社が保険契約者となる団体契約です。
被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめのうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。

●＜経営破綻した場合等の保険契約者の保護について＞

- ・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
- ・損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。

【病気の補償・所得補償】

保険金、解約返れい金等は90%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。

【ケガの補償】

保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

【上記以外の補償】

保険金、解約返れい金等は補償されます。補償割合については、引受保険会社または代理店・扱者までお問い合わせください。

●お客さまのご加入内容が登録されることがあります。損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。

●＜税法上の取扱い＞(2026年5月現在)

払い込んでいただく保険料のうち、疾病保険金および所得補償保険金部分の保険料等は生命保険料控除のうち介護医療保険料控除の対象となり、所得税について最高40,000円まで、住民税について最高28,000円までが毎年の課税対象額から控除されます。
(注1) 傷害保険金部分の保険料等は、保険料控除の対象となりません。特に、「ケガのみコース」の場合、保険料控除の対象となる保険料はありませんので、ご注意ください。
(注2) なお、この取扱いは今後の税制改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。

●保険料控除証明について

- ・現役の方（一斉募集加入）は、保険会社から勤務先へ控除データが提供されます。
- ・控除証明書発行が必要な場合は、ご連絡ください。

※一斉募集以外や退職時期によっては控除データまたは控除証明書が提供または送付されない場合があります。

引受ガイドラインのご案内

住友化学グループの団体保険制度の割引率は、被保険者数と損害率（支払保険金÷保険料）で決定されます。住友化学グループの団体保険制度を魅力ある福利厚生制度として永続的に維持、発展させていくために、引受ガイドラインを設けております。

内 容	引受ガイドライン
モラルリスク ・飲酒運転等法令違反 ・事実を偽った不正な保険金請求が行われた場合 など	基本的に翌年度以降の保険契約については、お引き受けできません。
著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合	事故の発生状況や保険金請求の内容によっては、現在の加入口数の制限などを実施し、お客様のご希望に沿えない場合がございます。

ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。 万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご確認ください。
「重要事項のご説明」に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。

●保険金のお支払事由(主契約、セットしている特約を含みます。) ●保険金額(ご契約金額) ●保険期間(保険のご契約期間) ●保険料・保険料払込方法

2. 加入申込票への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。

内容をよくご確認いただき、加入申込票に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。

記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。 また、訂正を行った箇所については必ず訂正署名(訂正印)をお願いいたします。(詳しくは別記の「加入申込票記入例」をご確認ください)

① 皆さまがご確認ください。

- ・加入申込票の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？
「年令」欄は保険始期日時点での満年令をご記入ください。
*ご記入いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取扱うことがあります。または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？
- ・加入申込票の「職業・職務」欄(「職種級別」欄を含みます。)は正しくご記入いただいていますか？
または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？
- ・加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか？
*ご加入いただく保険商品の加入申込票によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。

② 以下に該当する内容をお申込みの方のみご確認ください。

- ◆「複数の方を保険の対象にするタイプ(夫婦型、家族型)をお申込みの場合のみ」ご確認ください。
被保険者(補償の対象となる方)の範囲はご希望通りとなっていますか？
- ◆「健康に関する告知をしていただく契約のタイプ(「ケガと病気の保険・ケガと病気コース」A1、F1セット、「先進医療費用オプション」S1、Y1セット、「CT・MRI検査一時金＋セカンドオピニオン補償オプション」M1、M2セット、「親介護オプション」W2セットおよび「所得補償保険」をお申込みの場合のみ」ご確認ください。
 - ・被保険者(補償の対象となる方)の健康状況を「健康状況告知書質問事項回答欄」に正しくご記入いただいていますか？
- ◆「所得補償保険をお申込みの場合のみ」ご確認ください。
 - ・保険金額(ご契約金額)は、平均月間所得額(ボーナスを含みます。)の50%以下(国民健康保険にご加入の方は70%以下)となるような口数でお申込みされていますか？

3. 次のいずれかに該当する場合には「加入申込票」のご提出が必要ですのでご確認ください。

- ・この保険制度に新規加入される場合
- ・既にご加入の内容を変更してご継続される場合(被保険者の変更、補償内容の変更、職業・職務・職種級別の変更 など)
- ・既にご加入されているがご継続されない場合

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

個人情報の取扱いについて

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を利用目的の達成に必要な範囲内で、保険契約者、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。ただし、加入者の保険金請求状況や病名を含む事故その他センシティブ情報は、以下の目的の範囲で保険契約者、保険代理店および扱者(募集人)に提供します。

- ① 契約の安定的な運用に向けた事故発生状況の詳細な分析のため
- ② 継続契約における加入可否および補償内容の変更の検討のため
- ③ 本保険制度の募集文書に掲載する事故事例の参考とするため
- ④ その他、上記①～③に準じて契約の安定的な供給を維持するため

詳細は、三井住友海上ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)をご覧ください。

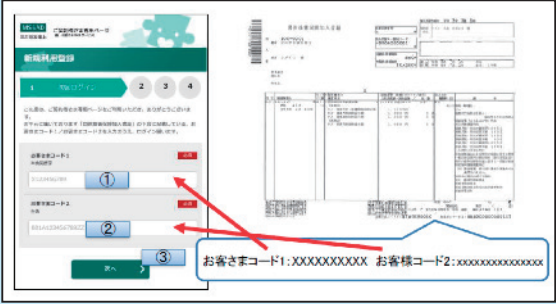
加入者証が届いたら必ずご登録ください。

〈ご登録方法〉

ご契約者さま専用ページに未登録の場合

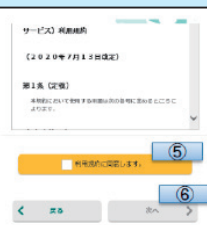


QRコード読みとり
<https://opk.ms-ins.com/opkmsuser/AAU91.xhtml>



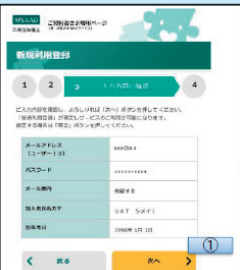
加入者証に記載されているお客さまコード1・2を入力し、次へをタップ

メールアドレス（ユーザーID）、パスワード入力

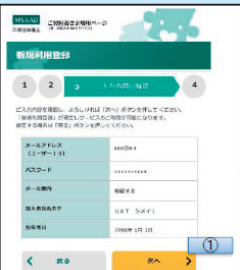


加入者氏名、生年月日を入力

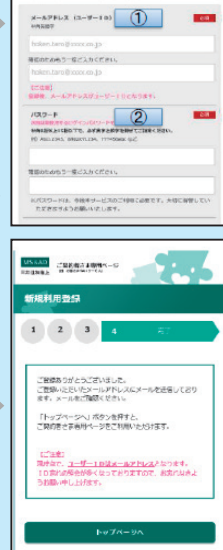
※氏名カナ、生年月日は加入者証の内容と一致させる必要があります。



利用規約に同意にチェックをし、次へをタップ



入力内容に誤りがないことを確認し次へをタップ

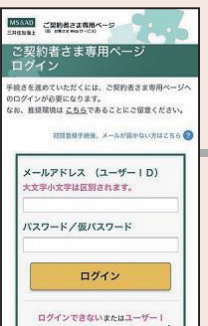


登録完了

他の契約で、ご契約者さま専用ページに登録済の場合



QRコード読みとり、ご契約者さま専用ページへ
<https://opk.ms-ins.com/opkmsuser/AAU91.xhtml>



ログイン後、マイメニューをタップ



契約中の保険を追加する



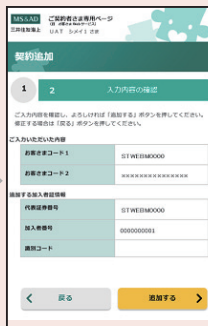
契約中の保険を追加する



団体損害保険専用ボタンをタップ



加入者証に記載されているお客さまコード1・2を入力し、次へをタップ



入力内容・追加する加入者情報を確認し追加するをタップ



契約追加完了

(注) スマートフォンに二次元コードリーダー機能がない場合は、三井住友海上オフィシャルサイトからご登録ください。

(注) 画面は予告なく変更になることがあります。

三井住友海上火災保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9

「ご契約者さま専用ページ」のご利用方法・操作に関するお問い合わせ

<https://www.ms-ins.com/contact/webcontact/index01.html>

※よくあるご質問等をご確認いただける

お問い合わせページにアクセスできます。

二次元コードはこちら



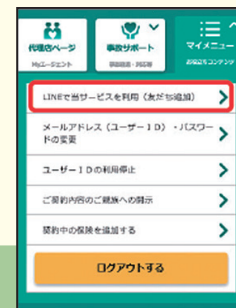
LINE をご利用のお客さまには、当社公式アカウントとの連携をオススメします！

LINE を使って便利につながる

LINE とつながると
何ができるの？

- ① ID・パスワードを入力する必要がなく、ご契約者さま専用ページをご利用できます。
- ② LINE アプリに表示のメニューボタンをタップするだけで、契約内容や自動車事故対応経過のご確認ができます。

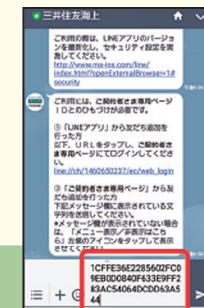
ご契約者さま専用ページにログインし、マイメニューから「LINE で当サービスを利用（友だち追加）」をタップします。



「友だちリストに追加」を行い、認証画面で「同意する」をタップします。



自動的に表示される英数字の文字列をそのまま送信します。



完了

●注意事項

画面は予告なく変更になることがあります。インターネット利用にともなう通信費用はお客さまのご負担となります。本サービスは、スマートフォンでご利用ください。PC・タブレットでは、一部ご利用いただけないメニューがございます。

●動作環境

- ・OS Android：5 以上
iOS：12 以上
- ・ソフトウェア Adobe Reader
- ※機種によっては画面イメージが異なる場合があります。
- ・LINE バージョン：最新化してください。

●サービス休止等

- ・24 時間 365 日稼働します。
- ※システムメンテナンス時間（不定期）を除きます。
- ・個人情報の保護のため、一定時間ご利用（ログイン）がない場合、ご利用を停止させていただきます。



～万一事故にあわれたら～請求手続きについて



三井住友海上へのご連絡は



三井住友海上事故受付センター

0120-258-189 (無料)



事故受付

24時間365日

事故はいち早く

保険金支払該当内容を確認いたします。

「誰が」「いつ」「どこで」「何を」「どうした」を基本にお聞きいたします。内容により確認項目は異なります。

ケガのとき	「病院名」「ケガの原因」「ケガの部位」「入院期間」「手術名」など
病気のとき	「病院名」「病名」「初診日」「入院期間」「手術名」など
携行品損害のとき	「メーカー名」「商品名」「購入時期」「購入価額」など
損害賠償事故のとき	「損害賠償を受けた内容」※ケースによって質問内容が異なりますので協力ください。

●保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡

保険金をお支払いする場合に該当したときは、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手続につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

●保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただきます。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

【ご提出いただく書類】以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの

- 引受保険会社所定の保険金請求書
 - 公の機関(やむを得ない場合は第三者)等の事故証明書
 - 引受保険会社所定の同意書
 - 死亡診断書
 - 事故原因・損害状況に関する資料
 - 損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類
 - 引受保険会社所定の診断書
 - 他から支払われる損害賠償金・保険金、給付金等の額を確認する書類
 - 診療状況申告書
 - 被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料(住民票、戸籍謄本 等)
 - 休業・所得証明書
 - 所得を証明する書類(源泉徴収票、確定申告書 等)
 - 引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これらに類する書類
- 事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

●代理請求人について

高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(*)等(以下「代理請求人」といいます。詳細は(注)をご参照ください。)が保険金を請求することがあります。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。また、本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。

(注)①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(*)」

- ② 上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」
- ③ 上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「上記①以外の配偶者^(*)」または「上記②以外の3親等内の親族」

(*)法律上の配偶者に限ります。

●保険金支払いの履行期

引受保険会社は、保険金請求に必要な書類^(※1)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認^(※2)を終えて保険金をお支払いします。^(※3)

- (※1) 保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただけます。
- (※2) 保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。
- (※3) 必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

●柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、通院日数および就業不能期間の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。

〔賠償責任を補償するプランにご加入の場合〕

●法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する特約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

<示談交渉サービス>

日本国内において発生した、日常生活賠償特約の対象となる賠償事故について被保険者のお申出により、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受けいたします。なお、示談交渉をお引受けした場合でも、話し合いでの解決が困難な場合等、引受保険会社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。また、日本国内において発生した賠償事故で保険金をお支払いする場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。

<示談交渉を行うことができない主な場合>

次の場合には、引受保険会社は相手の方との示談交渉を行うことができませんので、ご注意ください。

なお、その場合でも、円満な解決に向けたご相談に応じます。

- 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償特約で定める保険金額を明らかに超える場合
- 相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合
- 相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
- 被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

ご契約者さま専用ページからの事故受付方法

ご契約者さま専用ページに登録済みの場合

※契約を登録していない場合は「ご契約者さま専用ページ登録方法のご案内」記載の方法で登録してください。

MS&AD
三井住友海上

ご契約者さま専用ページ
(旧 お客さま Web サービス)
*****さま

マイメニュー
お役立ちコンテンツ

代理店ページ
Myエージェント

事故サポート
事故経過・対応等

インターネットからの事故連絡

事故サポートメニュー

ロードサービスを手配する

ご契約一覧

団体損害保険

代表証券番号

保険期間

加入者番号・識別コード

取扱代理店名

※お手元の加入者証も併せて確認をお願いいたします。

詳細

<お問い合わせはこちら>

三井住友海上の保険商品やご契約に関するお問い合わせはこちら

お困りごとはございますか？

MS&AD
三井住友海上

ご契約者さま専用ページ
(旧 お客さま Web サービス)

マイメニュー

事故連絡受付

事故のご連絡をいただく契約の「事故連絡」ボタンを押してお手続きください。
なお、お急ぎの場合、またはご契約が一覧に追加できない場合は、下記の「電話での事故連絡」よりお電話ください。

団体損害保険

代表証券番号

保険期間

加入者番号・識別コード

取扱代理店名

事故連絡

契約中の保険を追加する

電話での事故連絡

自動車保険の事故のご連絡
0120-258-365 (無料) 電話でのご連絡 (24時間365日受付)

火災・傷害保険などの事故のご連絡
0120-258-189 (無料) 電話でのご連絡 (24時間365日受付)

※お掛け間違いにご注意ください。
※お客さま対応品質向上のため、連絡内容を録音させていただきます。

<お問い合わせはこちら>

三井住友海上の保険商品やご契約に関するお問い合わせはこちら

画面番号：AAN91

よくある質問

このサイトのご利用について

ご契約者さま専用ページ利用規約

三井住友海上火災保険株式会社

個人情報保護宣言 (プライバシーポリシー)

相談方針

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

個人情報保護宣言 (プライバシーポリシー)

相談方針

このたびの事故につきまして、心よりお見舞い申し上げます。
当社では24時間365日、インターネットからの事故のご連絡を受付ています。お客さまからのご連絡を受付後、当社営業時間内(平日9:00~17:00 ※年末年始は異なります。)に、保険金お支払センターの担当番からご案内いたします。
※夜間・休日中にお急ぎの対応(「すぐに担当者へ連絡してほしい」等)が必要な場合は、事故受付センターへ電話連絡をお願いいたします。
※お客様のプライバシーを大切にしています。

推奨環境:
[Windows 11、10、11] Microsoft Edge 最新版 Google Chrome 最新版 Fire Fox 最新版
[Mac OS] Safari 最新版

ご注意

本サービスをご利用いただくにあたり、以下の注意事項をご確認のうえ、同意くださいますようお願いいたします。同意していただける場合は、「同意する」にチェックマークを付し、入力画面に進んでください。
・自然災害の発生時等において、多くのお客さまから事故のご連絡が集中した場合は、担当者からの連絡が遅れる場合がございますので、あらかじめご了承ください。
・入力内容に誤りがございますと、担当者からの連絡が断れなくなるため、正確なご入力をお願いいたします。
・当社は、本サービスのご利用にあたって、お客さまからご提供いただきました個人情報につきましては、本サービスの履行以外の目的で利用いたしません。詳細は「個人情報保護宣言 (プライバシーポリシー)」をご覧ください。

☒ 上記内容について同意しました

該当のボタンを押して、入力画面に進んでください。
※60分間隔がない場合エラーとなります。またブラウザの「戻る」「進む」ボタンにより操作を行った場合や、ブラウザの「更新」「再読み込み」を行った場合、エラーとなります。

自動車保険

自動車保険

自動車保険に関する「よくあるお問い合わせ」

自動車保険以外

火災保険、傷害・疾病保険、海外旅行保険、賠償責任保険、ゴルフ保険等
火災保険に関する「よくあるお問い合わせ」

※自然災害のご連絡は以下を確認してください

特定の自然災害 (火災保険)

以下に記載する特定の自然災害による被害のご連絡は、「特定の自然災害 (火災保険)」を押して入力画面へ進んでください。
特定の自然災害に該当しない場合は、「自然災害 (火災保険)」に進んでください。
費後水道を露源とする増設(2024/4/7~1/18)
令和6年度沿岸部(新潟県)2024/4/24~4/24
北海道における雪害・水道管凍結(2023/12~)
東北地方における雪害・水道管凍結(2023/12~)
北陸地方における雪害・水道管凍結・落雪(2023/12~)
令和6年度沿岸部(新潟県)2024/4/24~4/24
※災害名前後のカッコ内は事故日
火災保険に関する「よくあるお問い合わせ」

27

28

保険金をお支払いする場合・しない主な場合 ケガと病気の保険＜団体総合生活補償保険（MS&AD型）＞

※印を付した用語については、別記の「※印の用語のご説明」をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
《基本セット》ケガのみコース・ケガと病気コース	傷害死亡保険金 ★傷害補償 （MS&AD型） 特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	<u>傷害死亡・後遺障害保険金額の全額</u> (注1)傷害死亡保険金受取人（定めなかった場合は被保険者の法定相続人）にお支払いします。 (注2)既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等*の無資格運転、飲酒運転*または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気*または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ（テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ（A1、A3、F1、F2、G2セットには天災危険補償特約がセットされているため、支払対象となります。） ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸（けい）部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ●入浴中の溺水*（ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。） ●原因がいかなるときでも、誤嚥（えん）*によって発生した肺炎 ●別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●別記の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ●乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ など (注)細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。
	傷害後遺障害保険金 ★傷害補償 （MS&AD型） 特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*が発生した場合	<u>傷害死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合（4%～100%）</u> (注1)政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注2)被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療*を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師*の診断に基づき後遺障害*の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注3)同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注4)既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。 (注5)F1、F2、G2セットには傷害後遺障害等級第1～7級限定補償特約がセットされているため、被保険者に後遺障害等級の第7級に掲げる保険金支払割合（42%）以上の割合で、保険金支払われるべき後遺障害が発生した場合のみ、傷害後遺障害保険金をお支払いします。同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除し、控除後の保険金支払割合が、後遺障害等級第7級に掲げる保険金支払割合（42%）以上の場合のみ傷害後遺障害保険金をお支払いします。	
	傷害入院保険金 ★傷害補償 （MS&AD型） 特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、入院*された場合（以下、この状態を「傷害入院」といいます。）	<u>傷害入院保険金日額 × 傷害入院の日数</u> (注1)傷害入院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間*（1,095日）が満了した日の翌日以降の傷害入院の日数 ・1事故に基づく傷害入院について、傷害入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数*（180日）に到達した日の翌日以降の傷害入院の日数 (注2)傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。	
	傷害手術保険金 ★傷害補償 （MS&AD型） 特約	保険期間中の事故によるケガ*の治療*のため、傷害入院保険金の支払対象期間*（1,095日）中に手術*を受けられた場合	1回の手術*について、次の額をお支払いします。 ①入院*中に受けた手術の場合… <u>傷害入院保険金日額 × 10</u> ②①以外の手術の場合… <u>傷害入院保険金日額 × 5</u> (注)次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ①同一の日に複数回の手術を受けた場合 傷害手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ②1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ③医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ④医科診療報酬点数表において、一連の治療*過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して傷害手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。	
	傷害通院保険金 ★傷害補償 （MS&AD型） 特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、通院*された場合（以下、この状態を「傷害通院」といいます。） (注)傷害通院の日数には、通院されない場合で所定の部位*を固定するためにギプス等*を常時装着したときには、その装着日数を含みます。ただし、医師*の指示による固定（*）であること、かつ、診断書、診療報酬明細書等から所定の部位をギプス等の装着により固定していることが確認できる場合に限ります。 （*）診断書または医師の意見書に固定に関する記載がある場合に限ります。	<u>傷害通院保険金日額 × 傷害通院の日数</u> (注1)傷害通院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間*（180日）が満了した日の翌日以降の傷害通院の日数 ・1事故に基づく傷害通院について、傷害通院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数*（90日）に到達した日の翌日以降の傷害通院の日数 (注2)傷害入院保険金をお支払いする期間中に傷害通院された場合は、傷害通院保険金をお支払いしません。 (注3)傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。	

保険金をお支払いする場合・しない主な場合 ケガと病気の保険＜団体総合生活補償保険（MS&AD型）＞

※印を付した用語については、別記の「※印の用語のご説明」をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
《基本セット》ケガと病気コース	疾病入院保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット 欄外 （☆）参照	保険期間の開始後（*）に発病*した病気*のため、保険期間中に入院*された場合（以下、この状態を「疾病入院」といいます。） （*）病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	<u>疾病入院保険金日額 × 疾病入院の日数</u> (注1)疾病入院の日数には以下の日数を含みません。 ・疾病入院された日からその日を含めて支払対象期間*（1,095日）が満了した日の翌日以降の疾病入院の日数。 ・1回の疾病入院*について、疾病入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数*（180日）に到達した日の翌日以降の疾病入院の日数 (注2)疾病入院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気*を発病*された場合は、疾病入院保険金を重ねてはお支払いしません。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による病気* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による病気 ●精神障害（*1）およびそれによる病気 ●戦争、その他の変乱*、暴動による病気（テロ行為による病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） （*2）●核燃料物質等の放射性・爆発性等による病気 （*2）●麻薬等の使用による病気（ただし、治療*を目的として医師*が麻薬等を用いた場合は、保険金をお支払いします。） ●妊娠または出産（異常妊娠、異常分娩または産褥（じよく）期の異常（*3））の場合は、保険金をお支払いします。） ●原因がいかなるときでも、頸（けい）部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ●健康に関する告知のご回答等により補償対象とならない病気*（*4）（加入者証等に記載されます。） など (注)保険期間の開始時（*5）より前に発病*した病気*（*4）については保険金をお支払いしません。 ただし、病気を補償する加入タイプに継続加入された場合で、病気を発病した時が、その病気による入院*を開始された日（*6）からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。
	疾病手術保険金 ★疾病補償特約 ☆疾病手術保険金等支払倍率変更特約セット ☆特定精神障害補償特約セット 欄外 （☆）参照	①疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気*の治療*のために疾病入院保険金の支払対象期間*（1,095日）中に手術*を受けられたとき。 ②保険期間の開始後（*）に発病*した病気の治療のために、保険期間中に手術を受けられた場合 （*）病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	1回の手術*について、次の額をお支払いします。 ①疾病入院保険金が支払われるか否かにかかわらず、入院中*に受けた手術の場合… <u>疾病入院保険金日額 × 20</u> ②①以外の手術の場合… <u>疾病入院保険金日額 × 5</u> (注)次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ①同一の日に複数回の手術を受けた場合 疾病手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ②1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ③医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ④医科診療報酬点数表において、一連の治療*過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して疾病手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。	
	疾病放射線治療保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット 欄外 （☆）参照	①疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気*の治療*のために疾病入院保険金の支払対象期間*（1,095日）中に放射線治療*を受けられたとき。 ②保険期間の開始後（*）に発病*した病気の治療のために、保険期間中に放射線治療を受けられた場合 （*）病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	1回の放射線治療*について、次の額をお支払いします。 <u>疾病入院保険金日額 × 10</u> (注1)同一の日に複数回の放射線治療を受けた場合は、いずれか1つの放射線治療についてのみ保険金をお支払いします。 (注2)疾病放射線治療保険金を支払うべき放射線治療を複数回受けた場合は、同一の診療行為について疾病放射線治療保険金が支払われることとなった直前の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療に対しては、保険金をお支払いしません。	（*1）「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF09またはF20からF99に規定されたもの以外とし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD－10（2003年版）準拠」によります。 （特定精神障害補償特約（自動的にセットされます。）のセット後の内容となります。） ＜支払対象外となる精神障害の例＞ アルコール依存、薬物依存 など （*2）これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。

次ページへつづく

保険金をお支払いする場合・しない主な場合 ケガと病気の保険<団体総合生活補償保険(MS&AD型)>

※印を付した用語については、別記の「※印の用語のご説明」をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
疾病通院保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害 補償特約セット 欄外 (☆)参照	疾病入院保険金をお支払いする疾病入院が終了し、退院した後、その疾病入院の原因となった病気*の治療*のため、通院*された場合(以下、この状態を「疾病通院」といいます。)	疾病通院保険金日額 × 疾病通院の日数 (注1) 疾病通院の日数には以下の日数を含みません。 ・ 疾病入院の終了した日の翌日から起算して疾病通院保険金の支払対象期間*(180日)が満了した日の翌日以降の疾病通院の日数。なお、疾病入院保険金の支払対象期間(1,095日)内に疾病入院が終了していない場合には、疾病入院の終了した日または疾病入院保険金の支払対象期間が満了した日の翌日から起算して180日を経過した日のいずれか早い日が疾病入院の終了した日となります。 ・ 1回の疾病入院*について疾病通院保険金を支払うべき日数の合計が疾病通院保険金の支払限度日数*(30日)に到達した日の翌日以降の疾病通院の日数が限度となります。 (注2) 疾病入院保険金をお支払いする期間中に疾病通院された場合は、疾病通院保険金をお支払いしません。 (注3) 疾病通院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気*を発病*した場合は、疾病通院保険金を重ねてはお支払いしません。 (注4) 疾病入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気(これと医学上因果関係がある病気*を含みます。)*によって再度疾病入院に該当した場合で、前の疾病入院の終了後、後の疾病入院が開始するまでの期間中に疾病通院されたときは、その日数を疾病通院の日数に含めて疾病通院保険金をお支払いします。	前ページからのつづき (※3)「異常妊娠、異常分娩または産褥(じょく)期の異常」とは平成8年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コード000から079まで、081から099までに規定されたものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によります。 (※4) その病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。 (※5) 病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初の契約の保険期間の開始時をいいます。 (※6) 疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術を開始された日」、「放射線治療を開始された日」と読み替えます。	
		《基本セット》ケガと病気コース 疾病保険金		

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
親介護一時金 親介護 ★親介護一時金 支払特約 ☆要介護3以上から 要介護2以上への 補償範囲拡大に 関する特約(介護 一時金支払特約 用)セット	保険期間中に、特約被保険者^(*)が要介護状態(要介護2以上の状態)^(*)となり、90日を超えて継続した場合 (注) 特約被保険者が保険金請求者となり、なお、特約被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、同居または生計を共にする配偶者等が保険金を請求することができます。詳細は＜代理請求人について＞をご覧ください。 (*) 普通保険約款の被保険者の親(姻族を含みます。)のうち、この特約の被保険者として加入者証等に記載された方をいいます。	<u>親介護一時金額の全額</u> (注1) 親介護一時金をお支払いした場合、この特約は失効します。 (注2) 【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】親が要介護状態となった場合に補償する加入タイプに継続加入の場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。 ① 要介護状態の原因となった事由が発生した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ② この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、その要介護状態の要介護状態開始日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。	● 保険契約者、特約被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による要介護状態 ● 闘争行為、自殺行為または犯罪行為による要介護状態 ● 自動車等^(*)の無資格運転、飲酒運転^(*)中または麻薬等を使用しての運転中の事故による要介護状態 ● 麻薬等の使用による要介護状態(ただし、治療^(*)を目的として医師^(*)が麻薬等を用いた場合は、保険金をお支払いします。) ● アルコール依存、薬物依存または薬物乱用による要介護状態(ただし、治療を目的として医師が薬物を用いた場合は、保険金をお支払いします。) ● 戦争、その他の変乱^(*)、暴動による要介護状態(テロ行為による要介護状態は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による要介護状態 ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による要介護状態 ● 原因がいかなくとも、頸(けい)部症候群^(*)、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの^(*)など (注) 保険期間の開始時^(*)1)より前に要介護状態の原因となった事由^(*)2)が発生した場合は、保険金をお支払いしません。 ただし、この特約をセットしたご契約に継続加入された場合で、要介護状態の原因となった事由^(*)2)が発生した時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、親介護一時金をお支払いします。 (*) 1) この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (*) 2) 公的介護保険制度^(*)を定める法令の規定による要介護認定または要支援認定の効力が発生した場合を含みます。

保険金をお支払いする場合・しない主な場合 ケガと病気の保険<団体総合生活補償保険(MS&AD型)>

※印を付した用語については、別記の「※印の用語のご説明」をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
先進医療費用 保険金 ★先進医療費用 保険金補償特約 ☆特定精神障害 補償特約セット	ケガ[※]または病気[※]の治療[※]のため、保険期間中に日本国内において先進医療^(※)を受けた場合で、被保険者が先進医療に伴う費用を負担されたとき。 (※)「先進医療」とは、治療を受けた日現在において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの)に限ります。)をいいます。医療技術、医療機関および適応症等が先進医療に該当しない場合、支払対象外となります。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。受療された日現在において、先進医療に該当しない場合、お支払いの対象外となります。	被保険者が負担された次の費用を被保険者にお支払いします。 ア.先進医療に要する費用^(※1) イ.先進医療を受けるための病院等との間の交通費(転院、退院のための交通費を含みます。) ウ.先進医療を受けるための宿泊費(1泊につき1万円限度) (注1)加害者等から支払われる損害賠償金などがある場合は、被保険者が負担された費用から差し引きます。 (注2)保険金のお支払額は、保険期間を通じ、先進医療費用保険金額が限度となります。 (注3)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】先進医療に伴う費用を補償する加入タイプに継続加入の場合で、ケガ[※]の原因となった事故発生の時または病気^{※(※2)}を発病[※]した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、先進医療費用保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 ①ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、ケガの原因となった事故発生の時または病気^(※2)を発病した時が、そのケガまたは病気によって先進医療を開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。 (注4)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。 (※1)先進医療を受けた場合の費用のうち、保険外併用療養費およびこれに伴う一部負担金以外の費用をいいます。ただし、保険外併用療養費には、保険外併用療養費に相当する家族療養費を含みます。なお、保険外併用療養費とは、公的医療保険制度から給付される部分をいい、一部負担金とは公的医療保険制度と同様の本人負担金をいいます。 (※2)先進医療の原因となった病気と医学上因果関係がある病気[※]を含みます。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ[※]や病気[※] ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガや病気 ●自動車等[※]の無資格運転、飲酒運転[※]または麻薬等を使用している運転中のケガ ●脳疾患、病気[※]または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療[※]以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱[※]、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ(A1、A3、F1、F2、G2セットには天災危険補償特約がセットされているため、支払対象となります。) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群[※]、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的見解所見のないもの[※] ●別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●別記の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ●乗用具[※]を用いて競技等[※]をしている間のケガ ●精神障害^(※)およびそれによる病気 ●戦争、その他の変乱[※]、暴動による病気(テロ行為による病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)^(※2) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による病気^(※2) ●麻薬等の使用による病気(ただし、治療を目的として医師[※]が麻薬等を用いた場合は、保険金をお支払いします。) ●妊娠または出産(異常妊娠、異常分娩または産褥(じよく)期の異常^(※3)の場合は、保険金をお支払いします。) ●健康に関する告知のご回答等により補償対象とならない病気^(※4)(加入者証等に記載されます。) など (注)保険期間の開始時^(※5)より前に被ったケガまたは発病[※]した病気^(※4)については保険金をお支払いしません。 ただし、先進医療に伴う費用を補償する加入タイプに継続加入された場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、そのケガまたは病気による先進医療を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 (※1)「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF09またはF20からF99に規定されたもの以外とし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によります。(特定精神障害補償特約(自動的にセットされます。))のセット後の内容となります。) <支払対象外となる精神障害の例> アルコール依存、薬物依存 など (※2)これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。 (※3)「異常妊娠、異常分娩または産褥(じよく)期の異常」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードO00からO79まで、O81からO99までに規定されたものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によります。 (※4)その病気と医学上因果関係がある病気[※]を含みます。 (※5)先進医療に伴う費用を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。
CT・MRI検査一時金 ★CT・MRI検査一時金補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット	保険期間中に日本国内においてCT検査^(※1)またはMRI検査^(※2)を受けた場合(健康診断や検診等の自由診療のために受けたCT検査^(※1)またはMRI検査^(※2)は除きます。) (※1)「CT検査」とは、公的医療保険制度における医師診療報酬点数表に、コンピューター断層撮影診断料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、コンピューター断層撮影(CT撮影)として算定されるCT検査をいいます。ただし、歯科診療報酬点数表に列挙されている診療行為を除きます。 次ページへつづく	【CT・MRI検査一時金額の全額】 (注1)保険期間中1回に限ります。 (注2)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】CT検査またはMRI検査を受けた場合に補償する加入タイプに継続加入の場合で、ケガ[※]の原因となった事故発生の時または病気^{※(※)}を発病[※]した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、CT・MRI検査一時金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 ①ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 次ページへつづく	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ[※]や病気[※] ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガや病気 ●自動車等[※]の無資格運転、飲酒運転[※]または麻薬等を使用している運転中のケガ ●脳疾患、病気[※]または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療[※]以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱[※]、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ(A1、A3、F1、F2セットには天災危険補償特約がセットされているため、支払対象となります。) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ 次ページへつづく

保険金をお支払いする場合・しない主な場合
 ケガと病気の保険<団体総合生活補償保険(MS&AD型)>

※印を付した用語については、別記の「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
《トピック》	CT・MRI検査一時金 ★CT・MRI検査一時金補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット	前ページからのつづき (※2)公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、コンピュータ断層撮影診断料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、磁気共鳴コンピュータ断層撮影(MRI撮影)として算定されるMRI検査をいいます。ただし、歯科診療報酬点数表に列挙されている診療行為を除きます。	前ページからのつづき ただし、ケガの原因となった事故発生の時または病気^(※)を発病した時が、CT検査またはMRI検査を受けた日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。 (※)CT検査またはMRI検査を受ける原因となった病気と医学上因果関係がある病気[*]を含みます。	前ページからのつづき ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群[*]、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの[*] ●別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●別記の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ●乗用具[*]を用いて競技等[*]をしている間のケガ ●精神障害^(※1)およびそれによる病気 ●戦争、その他の変乱[*]、暴動による病気(テロ行為による病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)^(※2) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による病気^(※2) ●麻薬等の使用による病気(ただし、治療を目的として医師[*]が麻薬等を用いた場合は、保険金をお支払いします。) ●妊娠または出産(異常妊娠、異常分娩または産褥(じよく)期の異常^(※3)の場合は、保険金をお支払いします。) ●健康に関する告知のご回答等により補償対象とならない病気^(※4)(加入者証等に記載されます。) など (注)保険期間の開始時^(※5)より前に被ったケガまたは発病[*]した病気^(※4)については保険金をお支払いしません。 ただし、CT検査またはMRI検査を受けた場合に補償する加入タイプに継続加入された場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、CT検査またはMRI検査を受けた日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 (※1)「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF09またはF20からF99に規定されたもの以外とし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によります。(特定精神障害補償特約(自動的にセットされます。))のセット後の内容となります。) ＜支払対象外となる精神障害の例＞ アルコール依存、薬物依存 など (※2)これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。 (※3)「異常妊娠、異常分娩または産褥(じよく)期の異常」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コード000から079まで、081から099までに規定されたものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によります。 (※4)その病気と医学上因果関係がある病気[*]を含みます。 (※5)CT検査またはMRI検査を受けた場合に補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。
	セカンドオピニオン費用保険金 ★セカンドオピニオン費用補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット	ケガ[*]または病気[*]の治療[*]のため、保険期間中に日本国内においてセカンドオピニオン^(※1)を受けた場合で、被保険者がセカンドオピニオンに伴う費用を負担されたとき。 (※1)「セカンドオピニオン」とは、被保険者が診療を受けているケガや病気に関する診断や治療選択などについて、担当医が作成した診療情報提供書や意見書等に基づき、担当医とは異なる医師[*]に相談^(※2)を行うことをいいます。 (※2)自由診療で行うものをいい、公的医療保険制度で対象となる診療行為を伴うものを除きます。	被保険者が負担された次の費用を被保険者にお支払いします。 ア.セカンドオピニオンに要する費用^(※1) イ.セカンドオピニオンを受ける病院等への交通費 ウ.セカンドオピニオンを受けるための宿泊費(1泊につき1万円限度) (注1)加害者等から支払われる損害賠償金などがある場合は、被保険者が負担された費用から差し引きます。 (注2)保険金のお支払額は、保険期間を通じ、セカンドオピニオン費用保険金額[*]が限度となります。 (注3)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】セカンドオピニオンに伴う費用を補償する加入タイプに継続加入の場合で、ケガ[*]の原因となった事故発生の時または病気[*](※2)を発病[*]した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、セカンドオピニオン費用保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 ①ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 次ページへつづく	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ[*]や病気[*] ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガや病気 ●自動車等[*]の無資格運転、飲酒運転[*]または麻薬等を使用しでの運転中のケガ ●脳疾患、病気[*]または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療[*]以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱[*]、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ(A1、A3、F1、F2セットには天災危険補償特約がセットされているため、支払対象となります。) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群[*]、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの[*] ●別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●別記の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ●乗用具[*]を用いて競技等[*]をしている間のケガ ●精神障害^(※1)およびそれによる病気 ●戦争、その他の変乱[*]、暴動による病気(テロ行為による病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)^(※2) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による病気^(※2) 次ページへつづく

保険金をお支払いする場合・しない主な場合
 ケガと病気の保険<団体総合生活補償保険(MS&AD型)>

※印を付した用語については、別記の「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
《トピック》	セカンドオピニオン費用保険金 ★セカンドオピニオン費用補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット		前ページからのつづき ただし、ケガの原因となった事故発生の時または病気^(※2)を発病した時が、そのケガまたは病気のセカンドオピニオンを受けた日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。 (注4)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。))が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。 (※1)担当医とは異なる医師[*]に相談するための相談料、予約料、システム使用料、細胞診断料、病理組織診断料等の費用をいい、セカンドオピニオンを受けるにあたって必要な診療情報提供書等の文書料を含みます。ただし、治療[*]を目的としたセカンドオピニオンを受ける病院等への転院に要する費用や、セカンドオピニオンを受けた後の検査や治療のための費用は含みません。 (※2)セカンドオピニオンを受けた病気と医学上因果関係がある病気[*]を含みます。	前ページからのつづき ●麻薬等の使用による病気(ただし、治療を目的として医師[*]が麻薬等を用いた場合は、保険金をお支払いします。) ●妊娠または出産(異常妊娠、異常分娩または産褥(じよく)期の異常^(※3)の場合は、保険金をお支払いします。) ●健康に関する告知のご回答等により補償対象とならない病気^(※4)(加入者証等に記載されます。) など (注)保険期間の開始時^(※5)より前に被ったケガまたは発病[*]した病気^(※4)については保険金をお支払いしません。 ただし、セカンドオピニオンに伴う費用を補償する加入タイプに継続加入された場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、そのケガまたは病気のセカンドオピニオンを受けた日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 (※1)「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF09またはF20からF99に規定されたもの以外とし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によります。(特定精神障害補償特約(自動的にセットされます。))のセット後の内容となります。) ＜支払対象外となる精神障害の例＞ アルコール依存、薬物依存 など (※2)これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。 (※3)「異常妊娠、異常分娩または産褥(じよく)期の異常」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コード000から079まで、081から099までに規定されたものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によります。 (※4)その病気と医学上因果関係がある病気[*]を含みます。 (※5)セカンドオピニオンに伴う費用を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。
	携行品損害保険金 ★携行品損害補償特約 ☆新価保険特約(携行品損害補償特約用)セット ☆携行品損害補償特約の保険の対象の追加に関する特約	保険期間中の偶然な事故(盗難・破損・火災など)により、携行品^(※1)に損害が発生した場合 (※1)「携行品」とは、被保険者が住宅(敷地を含みます。))外において携行している被保険者所有の身の回り品^(※2)をいいます。ただし、別記の「補償対象外となる主な「携行品」」を除きます。 (※2)「身の回り品」とは、被保険者が所有する、日常生活において職務の遂行以外の目的で使用する動産(カメラ、衣類、レジャー用品等)をいいます。	<u>損害の額</u>―<u>〔免責金額[*](1回の事故に3,000円)〕</u> (注1)損害の額は、再調達価額[*]によって定めまます。ただし、被害物が貴金属等の場合には、保険価額[*]によって定めます。なお、被害物の損傷を修繕しうる場合においては、損害発生直前の状態に復するのに必要な修繕費をもって損害の額を定め、価値の下落(格落損)は含みません。この場合においても、修繕費が再調達価額を超えたときは、再調達価額を損害の額とします。 (注2)損害の額は、1個、1組または1対のものについて10万円が限度となります。ただし、通貨または乗車券等(鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。ただし、定期券は含まれません。))もしくは小切手については1回の事故につき5万円が限度となります。 (注3)保険金のお支払額は、保険期間を通じ、携行品損害保険金額が限度となります。 (注4)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。))が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害 ●被保険者と同居する親族[*]の故意による損害 ●自動車等[*]の無資格運転、飲酒運転[*]または麻薬等を使用しでの運転中の事故による損害 ●公権力の行使(差押え・没収・破壊等)による損害 ●携行品の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ●携行品の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または保険の対象の汚損であって、携行品が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ●偶然な外来の事故に直接起因しない携行品の電気的事故・機械的事故(故障等)による損害(ただし、これらの事由によって発生した火災による損害の場合は、保険金をお支払いします。) ●携行品である液体の流出による損害(ただし、その結果として他の携行品に発生した損害の場合は、保険金をお支払いします。) ●携行品の置き忘れまたは紛失による損害 ●戦争、その他の変乱[*]、暴動による損害(テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ●被保険者または被保険者側に属する方の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為 ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の法定代理人を含みます。))の使用人もしくは同居の親族が単独で、または第三者と共謀して行った窃盗、強盗、背任その他の不誠実行為(ただし、火災または破裂・爆発によって発生した損害の場合は、保険金をお支払いします。) ●別記の「補償対象外となる主な「携行品」」の損害 など

保険金をお支払いする場合・しない主な場合 ケガと病気の保険<団体総合生活補償保険(MS&AD型)>

※印を付した用語については、別記の「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
		① 保険期間中の次のア.またはイ.の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合 ② 日本国内において保険期間中の次のア.またはイ.の偶然な事故により、誤って線路へ立入ってしまったこと等が原因で電車等^(※1)を運行不能^(※2)にさせ、法律上の損害賠償責任を負われた場合 ア.本人の居住の用に供される住宅^(※3)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 イ.被保険者の日常生活に起因する偶然な事故 (注) 被保険者の範囲は、本人、配偶者[*]、同居の親族および別居の未婚[*]の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻戚に限ります。)を被保険者とします。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻戚をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。 (※1) 電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。 (※2) 正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいいます。 (※3) 敷地内の不動産および不動産を含みます。	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する<u>法律上の損害賠償責任の額</u>×<u>判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金</u>－被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額－免責金額[*](0円)) (注1) 1回の事故につき、日常生活賠償保険金額が限度となります。 (注2) 損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注3) 上記算式より計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 (注4) 日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお受けします。ただし、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担されない場合、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。 (注5) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	● 保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害 ● 被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ● 他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任 ● 被保険者と同居する親族[*]に対する損害賠償責任 ● 被保険者の使用人が業務從事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任(ただし、被保険者が家事使用人として使用する者に対する損害賠償責任の場合は、保険金をお支払いします。) ● 第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ● 心身喪失に起因する損害賠償責任 ● 被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ● 自動車等[*]の車両、船舶、航空機、銃器、業務のために使用する財産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任(ただし、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート[*]の所有、使用、または管理に起因する損害賠償責任の場合は、保険金をお支払いします。) ● 戦争、その他の変乱[*]、暴動による損害 ● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害

《オアシス》

保険金をお支払いする場合・しない主な場合＜所得補償保険＞

※印を付した用語については、別記の「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
所得補償保険金 ☆骨髄採取手術に伴う入院補償特約セット ☆保険期間開始前の発病の取扱いの変更に 関する特約 セット	保険期間中に、ケガ*、病 気*または骨髄採取手術* により就業不能*となり、そ の状態で免責期間*(4日) を超えて継続した場合	$\text{保険金額} \times \frac{\text{就業不能期間}^*}{\text{の月数}^{(*)}} + \text{保険金額}$ $\times \frac{\text{就業不能期間のうちの}}{\text{1か月に満たない期間の日数}}$ 30 (*) 1か月単位とし、1か月に満 たない期間は切り捨てます。 (注1) 保険金額が被保険者の平 均月間所得額*を超えてい る場合には、平均月間所 得額を保険金額として保 険金のお支払額を計算し ます。 (注2) 原因または発生した時が 異なる複数のケガ*または 病気*により就業不能期間 が重複した場合は、その 重複する期間に対して保 険金を重ねてはお支払い しません。 (注3) 補償内容が同様の保険契 約(異なる保険種類の特 約や引受保険会社以外の 保険契約を含みます。)が 他にある場合、補償の重 複が発生することがあり ます。補償内容の差異や 保険金額、加入の要否を ご確認いただいたうえで ご加入ください。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な 過失によるケガ*や病気* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガや病気 ●麻薬、あへん、大麻、覚せい剤、シンナーなどの使用によるケガや病気 ●自動車等*の無資格運転または酒気帯び運転*中のケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガや病気(Eセットはお支払対象とな りません。) ●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガや病気(テロ行為によるケガや病気は、 条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象とな りません。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガや病気 ●原因がいかなくても、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴え ている場合に、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの* ●健康に関する告知のご回答等により補償対象とならない病気*(*)やケガ(加 入者証等に記載されます。) などによる就業不能* ●精神障害*(*)を被り、これを原因として発生した就業不能 ●妊娠または出産による就業不能 ●骨髄採取手術*による就業不能となった時が、骨髄採取手術に伴う入院補 償特約をセットした最初のご加入日からその日を含めて1年を経過した日 の翌日の午前0時より前である場合 (注) ご加入をお引受けした場合でも、保険期間の開始時*(*)より前に発病* した病気*(*)または発生した事故によるケガについては保険金をお支払 いしません。ただし、就業不能を補償するご契約に継続加入された場合 で、病気を発病した時またはケガの原因となった事故発生の時が、就業 不能となった日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であると きは保険金をお支払いします。 (*) 1) その病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。 (*) 2) 「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められ た分類項目中の分類コードF00からF99に規定されたものとし、分類 項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷 害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によります。 ＜お支払対象外となる精神障害の例＞ 認知症、アルコール依存、薬物依存、統合失調症、人格障害、気分障 害、知的障害 など (*) 3) 就業不能を補償するご契約に継続加入された場合は、継続加入してき た最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。

ケガと病気の保険＜団体総合生活補償保険（MS&AD 型）＞

(☆)疾病保險金(疾病入院保險金、疾病手術保險金、疾病放射線治療保險金、疾病通院保險金)

【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】

病気*を補償する加入タイプに継続加入の場合で、被保険者が疾病入院^(※1)の原因となった病気^(※2)を発病*した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。

①病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額

②この保険契約のお支払条件で算出した金額

ただし、病気^(※2)を発病した時が、その病気による疾病入院^(※1)を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。

(※1) 疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術」、「放射線治療」と読み替えます。
(※2) 疾病入院^(※1)の原因となった病気と医学上因果関係がある病気^{*}を含みます。

【特約の説明】

セットする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約 (自動セット)	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱*、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
天災危険補償特約 (A1, A3, F1, F2, G2セット)	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ*のときも、傷害保険金をお支払いします。 同様の取扱いとなる保険金 ・ 先進医療費用保険金 ・ CT・MR I 検査一時金 ・ セカンドオピニオン費用保険金
傷害後遺障害等級 第1〜7級限定補償特約 (F1、F2、G2セット)	後遺障害等級第1〜14級のうち第1〜7級に掲げる保険金支払割合 (42%〜100%) を適用すべき後遺障害*が発生した場合のみ、傷害後遺障害保険金をお支払いします。
熱中症危険補償特約 (A1, A2, A3, B2, C2, F1, F2, G2セット)	保険期間中の急激かつ外来による日射または熱射により被った身体の障害についても、傷害保険金をお支払いします。
家族型への変更に関する特約 (C2セット)	被保険者の範囲を、「契約概要のご説明」の「被保険者の範囲」に記載のとおり変更します。
夫婦型への変更に関する特約 (B2, G2セット)	
疾病手術保険金等支払倍率変更特約 (A1, F1セット)	疾病手術保険金について、入院*中に受けた手術*の場合のお支払額を、〔疾病入院保険金日額〕×20に変更します。

補償対象外となる運動等	山岳登山^(※1)、リュージュ、ボブスレー、スkeleton、航空機^{(※2)操縦^(※3)}、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機^(※4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗 その他これらに類する危険な運動 (※1)ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。)をいいます。 (※2)グライダーおよび飛行船は含みません。 (※3)職務として操縦する場合は含みません。 (※4)モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。
補償対象外となる職業	オートデスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士 その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業
補償対象外となる主な「携行品」	船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機・自動車・原動機付自転車およびこれらの付属品、自転車・雪上オートバイ・ゴーカート・ハンググライダー・パラグライダー・サーフボード・ウインドサーフィンおよびこれらの付属品、無人機(ドローン)・ラジコン模型およびこれらの付属品、携帯電話・スマートフォン・PHS・ポケットベル・ポータブルナビゲーション・モバイルWi-Fiルーター・ワイヤレスイヤホン等の携帯式通信機器・パソコン・タブレット端末・ウェアラブル端末等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品、コンタクトレンズ、義歯、義肢、動物、植物、株券、有価証券(乗車券等、定期券、通貨および小切手は補償の対象となります。)、印紙、切手、預金証書または貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、電子マネー、釣竿・竿掛け・竿袋・リール・釣具入れ・クーラー・びく・たも網・救命胴衣およびこれらに類似のつり用に設計された漁具、証書(運転免許証およびパスポートを含みます。)、帳簿・稿本(本などの原稿)・設計書・図案・紙型・鋳型・木型・紙型・模型・勲章・き章・免許状その他これらに類する物(印章は補償の対象となります。)、テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データ など

所得補償保険

(☆)【再度就業不能※となった場合の取扱い】

免責期間*を超える就業不能の終了後、就業不能が終了した日からその日を含めて6か月を経過する日までに、その就業不能の原因となったケガ*または病気*によって再度就業不能になった場合には、前の就業不能と後の就業不能をあわせて「同一の就業不能」として取り扱います。

【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】

就業不能[※]を補償するご契約に継続加入の場合で、ケガ[※]の原因となった事故発生の時または病気^(※)を発病[※]した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。

①ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額

②この保険契約のお支払条件で算出した金額

ただし、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が就業不能となられた日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。

(*)就業不能の原因となった病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。

【特約の説明】

セットする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約（自動セット）	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱*、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
無事故戻しに関する規定の不適用特約（自動セット）	保険期間が満了した場合で、保険期間中に保険金をお支払いする就業不能*が発生しなかったときでも、無事故戻し返れい金をお支払いしません。

※印の用語のご説明

- ア行** ●「医学上因果関係がある病気」とは、医学上重要な関係にある一連の病気※をいい、病名を異にする場合であってもこれを同一の病気として取り扱います。たとえば、高血圧症とこれに起因する心臓疾患または腎臓疾患等をいいます。
- 「医学的他覚所見のないもの」とは、被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
- 「医師」とは、被保険者以外の医師をいいます。

特約名称	特約固有の「医師」の範囲
親介護一時金支払特約	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方以外の医師

- 「1回の疾病入院」とは、疾病入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気※(これと医学上因果関係がある病気※を含みます。)によって再度疾病入院に該当した場合には、前の疾病入院と後の疾病入院を合わせて「1回の疾病入院」として取り扱います。
- 「飲酒運転」とは、道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等※を運転することをいいます。
- 「オンライン診療」とは、医師と患者の間において、情報通信機器を通して患者の診察および診療を行い、診断結果の伝達、処方等の診療行為をリアルタイムにより行うことをいいます。ただし、リアルタイムの視覚および聴覚の情報を含む情報通信手段による場合に限ります。なお、電話診療は含みません。
- カ行** ●「ギプス等」とは、ギプス(キャスト)、ギプスシーネ、ギプスシャーシ、副子(シーネ、スプリント)固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース(下腿骨骨折後に装着したものにつき、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限ります。)、線副子等(上下顎を一体的に固定した場合に限ります。)およびハロベストをいいます。
- 「競技等」とは、競技、競争、興行^(※)または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。
- (※)いずれもそのための練習を含みます。
- 「頸(けい)部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。
- 「急激」とは「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。
- 「偶然」とは「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。
- 「外来」とは「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。
- 「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状^(※)を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。

①細菌性食中毒 ②ウイルス性食中毒

(※)継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状は含みません。

- 「後遺障害」とは、治療※の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※を除きます。
- 「公的介護保険制度」とは、介護保険法に基づく介護保険制度をいいます。
- 「誤嚥(えん)」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることを入います。
- 「骨髄採取手術」とは、組織の機能に障害がある方に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合は含みません。
- サ行** ●「再調達価額」とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。なお、再取得に必要な額は、被害物を購入したときの金額より低い金額となる場合があります。
- 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
- 「支払限度日数」とは、支払対象期間※内において、支払いの限度となる日数をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数とします。

適用される保険金の名称	・傷害入院保険金 ・傷害通院保険金 ・疾病入院保険金 ・疾病通院保険金
-------------	-------------------------------------

- 「支払対象期間」とは、支払いの対象となる期間をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数をいいます。なお、入院※が中断している期間がある場合には、その期間を含む継続した期間をいいます。

適用される保険金の名称	・傷害入院保険金 ・傷害通院保険金 ・疾病入院保険金 ・疾病通院保険金
-------------	-------------------------------------

- 「就業不能」とは、被保険者がケガ※または病気※を被り、入院※していることまたは治療※を受けている(就業不能の原因が骨髄採取手術※の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として入院している)ことにより、加入者証等記載の業務に全く従事できない状態をいいます。なお、ケガまたは病気によって死亡された後、あるいはケガまたは病気が治癒した後は就業不能に含みません。
- 「就業不能期間」とは、てん補期間※内における被保険者の就業不能※の日数(就業不能の原因が骨髄採取手術※の場合は、就業不能の日数に4日を加えた日数)をいいます。
- 「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等※を運転することをいいます。
- 「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
- ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為^(※1)。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。また疾病手術保険金補償については鼻焼灼術(鼻粘膜、下甲介粘膜)を除きます。
- ②先進医療※に該当する診療行為^(※2)

(※1)①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。

(※2)②の診療行為は、治療※を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身の薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。

- 「乗用具」とは、自動車等※、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
- 「所定の部位」とは、次のいずれかの部位(指、顔面等は含まれません。)をいいます。
- ・長管骨(上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。)または脊柱
- ・長管骨に接続する3大関節部分(肩関節、肘関節、手関節、股関節、膝関節および足関節をいいます。)
- ・肋骨または胸骨(鎖骨、肩甲骨は含まれません。)。ただし、体幹部を固定した場合に限ります。
- ・顎骨または顎関節。ただし、線副子等で上下顎を一体的に固定した場合に限ります。
- 「親族」とは、6親等内の血族、配偶者※および3親等内の姻族をいいます。
- 「先進医療」とは、手術※または放射線治療※を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの)に限ります。)をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療器具等の受領、医療相談等のためのものまたは医師等による受診勧奨は含みません。
- 「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
- タ行** ●「治療」とは、医師※が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- 「通院」とは、病院もしくは診療所に通い、または往診、訪問診療もしくはオンライン診療※により、治療※を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領、医療相談等のためのものまたは医師等による受診勧奨は含みません。
- 「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。
- 「てん補期間」とは、引受保険会社が保険金を支払う限度日数で、免責期間※終了日の翌日から起算する一定の期間(加入者証等記載の期間をいいます。)をいいます。この期間内で就業不能※である期間が保険金支払いの対象となります。

- ナ行** ●「入院」とは、自宅等での治療※が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師※の管理下において治療に専念することをいいます。
- ハ行** ●「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。
- 「発病」とは、医師※が診断^(※)した発病をいいます。ただし、先天性異常については、医師が診断したことによりはじめて発見されることをいいます。
- (※)人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。
- 「病気」とは、被保険者が被ったケガ※以外の身体の障害をいいます。なお、団体総合生活補償保険(MS&AD型)につきましては、被保険者が病気によって被ったケガについては、病気として取り扱います。
- 「平均月間所得額」とは、被保険者が就業不能となる直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。就業規則等に基づく出産・育児または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的な方法により調整を行います。
- 「放射線治療」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
- ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為
- ②先進医療※に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為
- (注)①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。

- 「保険価額」とは、保険の対象に損害が発生した地および時における保険の対象の価額をいいます。

- マ行** ●「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。
- 「免責期間」とは、就業不能※開始から起算して、継続して就業不能である一定の期間(加入者証等記載の日数)をいいます。この期間は保険金支払いの対象となりません。ただし、骨髄採取手術※による就業不能の場合には免責期間を適用しません。
- 「免責金額」とは、支払保険金の計算にあたって損害または費用の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。

- ヤ行** ●「要介護状態(要介護2以上の状態)」とは、次のいずれかに該当する状態をいいます。
- ①公的介護保険制度※の第1号被保険者(65才以上)
- 要介護2以上の要介護認定の効力が生じた状態
- ②公的介護保険制度の第2号被保険者(40才以上65才未満)
- 要介護2以上の要介護認定の効力が生じた状態。ただし、原因が公的介護保険制度の要介護認定等の対象となる特定疾病(初老期における認知症等の16疾病)に該当しない場合は、要介護2以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態とします。
- ③公的介護保険制度の被保険者以外(40才未満)
- 要介護2以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態

重要事項のご説明

契約概要のご説明 ケガと病気の保険＜団体総合生活補償保険(MS&AD型)＞＜所得補償保険＞

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

ケガと病気の保険＜団体総合生活補償保険(MS&AD型)＞

この保険は、被保険者(補償の対象者)が事故によりケガをされた場合(傷害補償特約等をセットした場合)や病気になられた場合(疾病補償特約等をセットした場合)等に保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。特約をセットすることで、携行品損害、賠償責任など日常でのさまざまな事故を補償することも可能です。

加入タイプ	被保険者の範囲(○：被保険者の対象 ―：被保険者の対象外)		
	本人 ^(※2)	配偶者	その他親族 ^(※3)
本人型	○	―	―
家族型 ^(※1)	○	○	○
夫婦型 ^(※1)	○	○	―

主な特約	特約固有の被保険者の範囲
疾病補償特約	本人 ^(※2) のうち、次のすべてに該当する方
先進医療費用保険金補償特約	
CT・MRI検査一時金補償特約	
セカンドオピニオン費用補償特約	
日常生活賠償特約	(a)本人 ^(※2) (b)本人 ^(※2) の配偶者 (c)同居の親族(本人 ^(※2) またはその配偶者と同居の、本人 ^(※2) またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族) (d)別居の未婚の子(本人 ^(※2) またはその配偶者と別居の、本人 ^(※2) またはその配偶者の未婚の子) (e) (a)から(d)までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方 ^(※4) 。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。
<現役社員のみ> 親介護一時金 支払特約 親介護	本人 ^(※2) の親(姻族を含みます。2名までを限度とします。)のうち、加入申込票の特約被保険者欄に記載された次のすべてに該当する方
	・保険期間の開始時点で満20才以上89才以下の方
	・健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方

(※1)家族型には「家族型への変更に関する特約」が、夫婦型には「夫婦型への変更に関する特約」がセットされます。

(※2)加入申込票の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。

(※3)家族型の場合は次のいずれかの方をいいます。

- ・本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族
- ・本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子

(※4) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。
(注) 同居・別居の別および続柄は保険金支払事由が発生の時のにおけるものをいいます。住民票上は同居となっていないも実態が別居の場合は、ここという同居には該当しません。
<所得補償保険>(現役社員のみ)
この保険は、被保険者(補償の対象者)がケガまたは病気により就業不能となられた場合に被保険者が被った損害に対して保険金をお支払いします。
なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。

被保険者として ご加入いただける方	現在働いて収入を得ている方で、保険期間開始時点で満20才以上の方かつ健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方に限ります。
被保険者の範囲	加入申込票の被保険者欄記載の方

- (2) 補償内容
保険金をお支払いする場合は「保険金をお支払いする場合・しない主な場合」のとおりです。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。
- ①**保険金をお支払いする場合(支払事由)と保険金のお支払額**
「保険金をお支払いする場合・しない主な場合」をご参照ください。
- ②**保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)**
「保険金をお支払いする場合・しない主な場合」をご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。
- (3) セットできる主な特約およびその概要
「保険金をお支払いする場合・しない主な場合」をご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。
- (4) 保険期間
この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、裏表紙および加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。
- (5) 引受条件
ケガと病気の保険<団体総合生活補償保険(MS&AD型)>
お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、「保険料と保険金額」の保険金額欄および加入申込票、普通保険約款・特約等にてご確認ください。
ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。
・保険金額は被保険者(補償の対象者)の方の年令・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受けできない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。
・保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html)等をご確認ください。
- <所得補償保険>(現役社員のみ)
・所得補償保険金額は、被保険者(補償の対象者)が加入されている高額療養費制度等の公的医療保険制度の給付内容をご案内いただいたうえで、平均月間所得額の範囲内で適正となるよう、ご加入時に設定いただけます(就業不能にかかわらず得られる役員報酬、年金、利子、配当、不動産賃貸料などは平均月間所得額に含めることはできません。)。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html)等をご確認ください。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、「保険料と保険金額」の保険金額欄および加入申込票、普通保険約款・特約等にてご確認ください。
また、所得補償保険金額が平均月間所得額を超えている場合には、その超えた部分については保険金をお支払いできません。

2. 保険料

ケガと病気の保険<団体総合生活補償保険(MS&AD型)>
保険料は保険金額・被保険者(補償の対象者)の方の年令・保険期間等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては「保険料と保険金額」および加入申込票の保険料欄にてご確認ください。
<所得補償保険>(現役社員のみ)
保険料は保険金額・年令・お仕事の内容・免責期間・てん補期間等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、「保険料と保険金額」および加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

3. 保険料の払込方法について

「保険料の払込方法」をご参照ください。
分割払の場合には、払込回数により、保険料が割増となっています。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。
始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。「注意喚起情報のご説明」の「7. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

6. 無事故戻し返れい金<所得補償保険>(現役社員のみ)

無事故戻しは行いません(無事故戻しに関する規定の不適用特約が自動セットされます。)

重要事項のご説明 注意喚起情報のご説明ケガと病気の保険<団体総合生活補償保険(MS&AD型)><所得補償保険>

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)

この保険は住友化学株式会社が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2. 告知義務・通知義務等

- (1)告知義務(ご加入時にお申出いただく事項)
■被保険者(補償の対象者)には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
■告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。
【告知事項】
ケガと病気の保険<団体総合生活補償保険(MS&AD型)>
①他の保険契約等^(※)に関する情報
(※)同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。
②被保険者の「生年月日」「年令」(病気を補償する契約に限ります。)
③被保険者の健康に関する告知(病気を補償する契約に限ります。)
(注)告知事項の回答にあたっては、「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧ください。

- <所得補償保険>
①被保険者の「職業・職務」
②他の保険契約等^(※)に関する情報
(※)同種の危険を補償する他の保険契約等で、所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等をいい、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。
③被保険者の「生年月日」、「年令」
④被保険者の健康に関する告知
【健康に関する告知について】
・被保険者(補償の対象者)の健康状況に関する質問事項(健康状況告知書質問事項)に正確にご回答ください。この質問事項に対するご回答は、口頭ではなく、加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」に、必ず被保険者本人ご自身でご記入のうえ、「健康状況告知書質問事項回答欄」にご署名ください。
・健康に関する告知の内容によってはご加入をお引受けできない場合がありますのであらかじめご了承ください。
・ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時⁽¹⁾より前に発病した病気⁽²⁾または発生した事故によるケガについては保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。なお、継続加入である場合、病気を発病した時またはケガの原因となった事故発生の時が就業不能となられた日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
(※1)新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、継続加入される場合は「継続加入してきた最初の保険契約のご加入時」をいいます。
(※2)就業不能の原因となった病気と医学上因果関係がある病気を含みます。発病日は医師の診断(人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。)によります。

- (2)通知義務等(ご加入後にご連絡いただく事項)<所得補償保険>
■ご加入後、被保険者に次の事実が発生した場合は、遅滞なくご加入の代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。
【通知事項】
・加入者証記載の職業・職務を変更した場合
(3)その他の注意事項
■同種の危険を補償する他の保険契約等^(※)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票の保険金請求歴欄にその内容を必ず記入してください。
ケガと病気の保険<団体総合生活補償保険(MS&AD型)>
(※)[同種の危険を補償する他の保険契約等]とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。
<所得補償保険>
(※)[同種の危険を補償する他の保険契約等]とは、所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。
■保険金受取人について

保 険 金 受 取 人	傷害死亡保険金	・傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。なお、法定相続人とは民法で定められた被相続人の財産を相談できる人をいい、法律上の婚姻関係にない配偶者を含みません。 (注)傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。なおこの場合、保険契約者と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないままにご契約されていたときは、保険契約が無効となります。また、ご契約後に傷害死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。
	上記以外	・普通保険約款・特約に定めております。

- ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。
<所得補償保険>
■ご加入後、直前12か月における被保険者の所得の平均月間額が著しく減少した場合は、代理店・扱者または引受保険会社へご連絡ください。将来に向かって、保険金額を、通知する直前の12か月における被保険者の所得の平均月間額まで減額することができます。
ケガと病気の保険<団体総合生活補償保険(MS&AD型)>
■被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約^(※)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約^(※)を解約しなければなりません。
①この保険契約^(※)の被保険者となることについて、同意していなかったとき
②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があったとき
・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気等を発生させ、または発生させようとしたこと。
・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当するとき

- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約(*)の存続を困難とする重大な事由を発生させたとき
- ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約(*)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があったとき
- また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。
- (注) 家族型または夫婦型においては、被保険者ご本人から解約請求があった場合、または被保険者ご本人による引受保険会社への解約請求があった場合には、保険契約者は次のa.またはb.いずれかのことを行わなければなりません。ただし、この保険契約において、その被保険者ご本人が傷害後遺障害保険金の支払いを受けていた場合にはb.によるものとします。
- a. 家族のうち新たに本人となる方の同意を得て、本人をその方に変更すること。
- b. この保険契約(*)を解約すること。

(*) 保険契約
その被保険者に係る部分に限ります。

<所得補償保険>

■被保険者が保険契約者以外の方である場合に、保険契約者との別段の合意があるときを除き、被保険者は保険契約者にこの保険契約(*)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約(*)を解約しなければなりません。

(*) 保険契約
その被保険者に係る部分に限ります。

■複数のご契約があるお客さまへ

次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険・所得補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約や加入の要否を判断のうえ、ご加入ください。

(注) 複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合または1契約のみご加入した場合、ご加入を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外となったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主なご契約および特約>

	今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
①	団体総合生活補償保険 (MS&AD 型) 日常生活賠償特約	自動車保険 日常生活賠償 (受託物賠償追加型) 特約 火災保険 日常生活賠償特約
②	所得補償保険	他の所得補償保険

3. 補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、「保険料の払込方法」記載の方法により払込みください。「保険料の払込方法」記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

「保険金をお支払いする場合・しない主な場合」をご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気を発生させ、または発生させようとしたこと。
- ②被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。<団体総合生活補償保険 (MS&AD 型) のみ>
- ⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料は、「保険料の払込方法」記載の方法により払込みください。「保険料の払込方法」記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

ケガと病気の保険<団体総合生活補償保険 (MS&AD 型)>

分割払の場合で、保険金をお支払いする場合が発生し、保険金を支払うことにより契約の全部または一部が失効(または終了)したときには、未払込みの分割保険料を請求させていただくことがあります。

6. 失効について

ケガと病気の保険<団体総合生活補償保険 (MS&AD 型)>

ご加入後に、被保険者(家族型、夫婦型においては被保険者全員)が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、傷害死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。

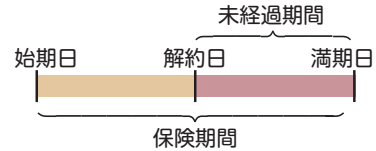
<所得補償保険>

ご加入後に、被保険者が死亡された場合、または、被保険者がこの保険契約に基づき保険金が支払われる就業不能の原因となったケガや病気以外の原因によって、所得を得ることができるいかなる業務にも従事しなくなった場合もしくは従事できなくなった場合には、この保険契約は失効となります。この場合、未経過期間分の保険料を返還します。

7. 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退(解約)される場合は、ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

・脱退(解約)日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。



・始期日から脱退(解約)日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。

8. 保険会社破綻時等の取扱い

「ご注意ください」をご参照ください。

9. 個人情報の取扱いについて

「個人情報の取扱いについて」をご参照ください。

10. 「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」のご注意

現在のご契約について解約、減額などの契約内容の変更をされる場合には、被保険者にとって不利益となるときがあります。また、新たにお申込みの保険契約についても制限を受ける場合があります。

(1) 現在のご契約について解約、減額などをされる場合の不利益事項

- ①多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。特にご契約後短期間で解約された場合の解約返れい金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- ②一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失うことがあります。

(2) 新たな保険契約(団体総合生活補償保険 (MS&AD 型)・所得補償保険)をお申込みされる場合のご注意事項

- ①新たにお申込みの保険契約については、被保険者の健康状況などによりご加入をお引受けできない場合があります。
- ②新たにお申込みの保険契約については、その保険契約の保険期間の開始日より前に発生している病気やケガ等に対しては保険金をお支払いできないことがあります。
- ③新たにお申込みの保険契約については、現在のご契約と商品内容が異なることがあります。新たな保険契約にご加入された場合、新たな保険契約の始期日における被保険者の年齢により計算された保険料が適用されるとともに、新たな保険契約の普通保険約款・特約が適用されます。
- ④新たにお申込みの保険契約については、保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と異なることがあります。

この保険商品に関するお問い合わせは	三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは
【代理店・扱者】 住化不動産株式会社 保険事業部 (大阪) 06-6220-3010 (愛媛) 0897-37-1825 (東京) 03-6837-9001 (大分) 097-523-1238 (千葉) 0436-61-4593	「三井住友海上お客さまデスク」 0120-632-277 (無料) 「チャットサポートなどの各種サービス」 https://www.ms-ins.com/contact/cc/ こちらからアクセスできます。 
万一、ケガをされたり、病気になられたり、事故が起こった場合は	指定紛争解決機関
遅滞なく代理店・扱者または 下記にご連絡ください。 24時間365日事故受付サービス 「三井住友海上事故受付センター」 事故は いち早く 0120-258-189 (無料) 事故の連絡は、インターネット事故受付が 簡単・便利です。 「インターネット事故受付サービス」 こちらからアクセスできます。 	引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。 一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター 〔ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)〕 0570-022-808 ・受付時間〔平日 9:15～17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)〕 ・携帯電話からも利用できます。 IP電話からは03-4332-5241におかけください。 ・おかけ間違いにご注意ください。 ・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html

日常生活に役立つさまざまなサービスを電話にてご利用いただけます。

団体総合生活補償保険などにご加入のお客さまとその同居のご家族の方専用サービスです。

*メンタルヘルス相談は疾病補償プラン(精神障害補償の有無は問いません)加入者ご本人のみが利用いただけます。

詳しくは、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

健康・医療



◆メンタルヘルス相談
平日 9:00～21:00
土曜日 10:00～18:00
■上記以外
年中無休 24 時間対応

■健康・医療相談

日常の健康・医療に関するご相談や、薬剤全般に関するご相談に看護師などの専門職がお応えします。また、ご相談内容やご希望に応じて医師相談(一部予約制)がご利用いただけます。

■メンタルヘルス相談

<疾病補償プラン加入者限定>

メンタルヘルスに関するご相談に臨床心理士等の専門家が電話や対面でお応えします。

*対面によるご相談は予約制で、1回50分以内、1人につき年間5回までとなります。

■診断サポートサービス

(各種人間ドック・PET検査機関紹介、健康チェックサービス)
提携機関をご紹介します。

また、ご自宅で気軽にできる健康チェックを割引料

金で紹介いたします

■三大疾病セカンドオピニオン情報提供

「三大疾病(がん、心疾患、脳血管疾患)」診断後の、セカンドオピニオンに関する情報提供やご相談にお応えします。 *セカンドオピニオンとは「主治医以外の医師の意見」をいいます。

■医療機関総合情報提供

地域の医療機関情報や救急医療機関、各科の専門医などの情報をご提供します。

■女性医師情報提供、女性医師相談

女性医師情報をご提供(産科・婦人科に加え、内科、皮膚科、肛門科など幅広く対応)する女性専用のサービスです。

また、健康に関するご相談に女性看護師または女性医師(一部予約制)が対応します。

介護



年中無休 24 時間対応

■介護に関する情報提供

老後の備えとして介護は最大の関心事です。介護保険の仕組みに関することや介護状態になった場合の介護方法などのご相談にお応えします。

■介護に関する悩み相談

介護を担う人の悩みは多様です。日常の介護の悩みな

<専任の相談員がお応えします>

ど幅広いご相談にお応えします。

■公的介護保険で利用できるサービス等に関する相談

公的介護保険で利用できるサービスや介護サービス提供事業者に関し、情報提供やご相談にお応えします。

認知症・ 行方不明時の 対応相談

年中無休 24 時間対応

■認知症に関する情報提供と悩み相談

社会の高齢化により増加する認知症に対する疑問にお応えします。専門医療機関の情報提供や精神的負担が大きい認知症の日常介護についてアドバイスします。

■認知症の方の行方不明時の対応に関する相談

認知症の方などが行方不明になってしまった場合の対応や発見後のケア方法に関するご相談にお応えします。また、地域包括支援センターなどを紹介します。



暮らしの相談



平日 14:00～17:00

■暮らしのトラブル相談(法律相談)

個人の日常生活上のトラブルに関するご相談にお応えします。
弁護士相談は予約制となります。

お客さまの行っている事業についてのご相談や、既に弁護士に対応を依頼している案件、訴訟となっている案件についてのご相談は対象となりません。また、引受保険会社の保険に関連するご相談は、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

■暮らしの税務相談

個人の日常生活上の税務相談にお応えします。
税理士相談は予約制となります。

情報提供・ 紹介サービス

平日 10:00～17:00

■子育て相談(12才以下)

妊娠中から小学校卒業までの子育ての悩みや不安に、専任の相談員がお応えします。

■暮らしの情報提供

冠婚葬祭についての質問、ボランティア情報

■安心な暮らしをサポートする事業者の紹介

- 福祉機器および介護用品のレンタル・販売
- 緊急通報サービス
- ベビーシッター



健康・介護ステーション

インターネットにて健康・医療、介護に関する情報をご提供します。

URL: https://www.ms-ins.com/kenko_kaigo/

サービス受付電話番号

サービス受付の電話番号(通話料無料)は、ご加入後にお届けする加入者証や案内状の案内などをご覧ください。

*平日とは、土・日・祝日・年末年始を除いた月～金を行います。

*お使いの電話回線により、ご利用できない場合があります。また、ご利用は日本国内からに限りです。

*本サービスは、引受保険会社の提携サービス会社にてご提供します。海外に関するご相談など、ご相談内容によってはご対応できない場合があります。

*本サービスは予告なく変更・中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

メディカルナビゲーションサービス

【サービス受付電話番号】

サービス受付の電話番号(通話料無料)は、ご加入後にお届けする加入者証の案内などをご覧ください。

受付時間 : 月曜～土曜 9:00～18:00(日・祝日・12/31～1/3を除く)
ご利用の対象者: ご加入者さま本人
※メディカルナビゲーションサービスはティーベック(株)提供のサービスです。

CT・MRI検査一時金補償特約、セカンドオピニオン費用補償特約には、それぞれ以下のサービスがセットされています。ご加入者さま本人のみご利用いただける専用のサービスです。補償内容の詳細については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

CT・MRI検査一時金補償特約の加入者さま専用サービス

◆「ドクターが薦める専門医※1」情報提供サービス

ドクターたちにより推薦・選考された専門医をご案内します。ご案内にあたり、看護師が病名やご希望地域などをお聞きしたうえで、適切な専門医のプロフィール情報をご提供します。その地域で専門性の高い医師をお探しの場合などにもお気軽にご相談ください。

※1 大学教授や総合病院の病院長などを経験した医師たちで構成する評議員会において、推薦・選考された専門医です。

◆受診手配サービス

通院先の医療機関では対応できない専門的な治療が必要と主治医が判断した場合に、その治療を受けられる医療機関を探し、受診手配します。

セカンドオピニオン費用補償特約の加入者さま専用サービス

◆セカンドオピニオン手配サービス

納得の治療を選択できるよう、各疾患領域で専門的治療に取り組む全国の医療機関と連携し、豊富な知識・経験を有する医師(総合相談医※2)へ面談でのセカンドオピニオンを手配します。

※2 各疾患領域で豊富な知識・経験を有するとしてドクターオブドクターズネットワーク®に参画する医師や、提携医療機関が選定した医師です。主治医からの紹介状をもとに、医療機関でセカンドオピニオンを提供します。

ティーベック(株)が予約手配した提携医療機関でのセカンドオピニオン費用を除き、サービス利用の際の交通費、診察等にかかる費用等はご利用者の自己負担となります。なお、三井住友海上火災保険(株)のセカンドオピニオン費用補償特約で交通費や宿泊費が補償対象となることがあります。詳細は、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

<ご利用に際して>

ご利用の際の諸条件や、地域・内容により、ご要望に添えない場合があります。詳細はティーベック(株)ホームページよりご確認ください。

こちらからアクセスできます

<https://www.t-pec.co.jp/notice/>



募集要領

申込
締切日

2026年8月31日(月)

保険
期間

2026年10月1日午後4時から
2027年10月1日午後4時までの1年間

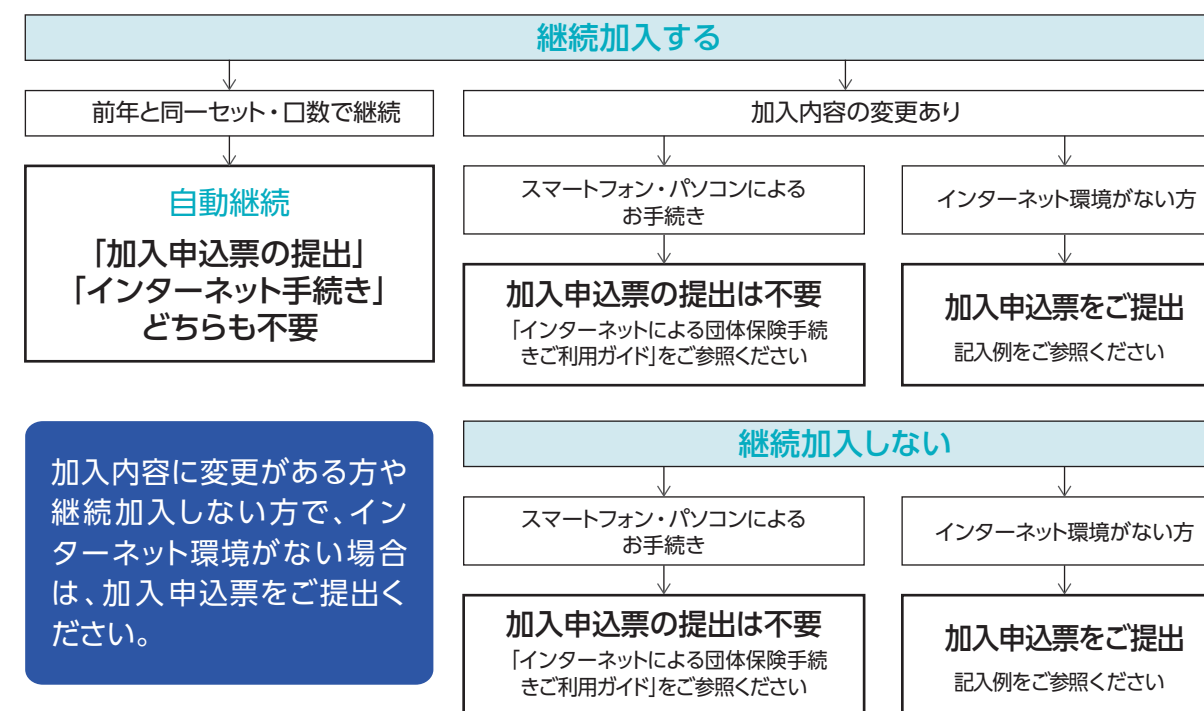
払込
方法

現役社員: 2026年12月給与より控除開始12回払い
ご退職者: 2026年12月28日に、ご指定の口座より
引き落としします。(年払)

おすすめのポイント

- ケガと病気の保険は、ケガ補償範囲の拡大(熱中症危険補償特約・天災危険補償)等や病気補償など、ラインアップが充実しています。^(※)
(※)コース・特約によって補償範囲が異なります。
- 最大28.75%の割引率が適用されることから、「各種オプションの追加」「別居を含むご家族の補償追加」等により補償を充実されることをお勧めします。
- WEBによる事故連絡(ケガ・病気・携行品)・保険金請求(ケガ)をお勧めします。詳細は別記の「請求手続きについて」をご確認ください。

<現役社員用> お手続方法



<ご退職者用> お手続方法

- 加入内容に変更ない方は、自動継続(加入申込票の提出不要)
- 加入内容に変更がある方は、加入申込票を提出
- 今年度からOB団体に移行される方は、加入申込票と口振依頼書を提出
- ご退職者の方は、加入申込票のみのお手続きとなります。

代理店・扱者

住化不動産株式会社 保険事業部

〒541-0043 大阪市中央区高麗橋 4-6-17 住化不動産横堀ビル

大 阪 TEL : 06-6220-3010 FAX : 06-6220-3267

東 京 TEL : 03-6837-9001 FAX : 03-6837-9004

愛 媛 TEL : 0897-37-1825 FAX : 0897-37-1812

大 分 TEL : 097-523-1238 FAX : 097-523-1186

千 葉 TEL : 0436-61-4593 FAX : 0436-61-4599

メールアドレス hoken@sumika-fudosan.co.jp

ホームページ <https://www.sumika-fudosan.co.jp>



スマートフォンの方はこちら

メールでのお問い合わせは
こちらから



ホームページは
こちらから



グループ団体保険制度、各種保険を取り扱っています。

団体扱自動車保険 大口団体割引 **24.5%引**、団体扱火災保険 大口団体割引 **5%引**
インターネット契約サービス「@とらべる」「1DAY保険」等

※自動車保険、火災保険、いずれの大口団体割引も、2026年7月1日～2027年6月30日の間に
始期日があるご契約に適用されます。

「ご契約者さま専用ページ」にもご登録ください

PCから 「簡単登録」もしくは「新規登録」よりご登録ください。

https://www.ms-ins.com/personal/web_service/

スマホから 「簡単登録」もしくは
「新規登録」よりご登録ください。



◀左記QRコードから
アクセスしてください。
※LINEからも簡単に
ご利用できます。

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社 総合営業第四部 第三課
東京都千代田区神田駿河台 四丁目 6 番地（御茶ノ水ソラシティ22階）
TEL : 03-6865-4183

WEB保険金ご請求手続き

事故の連絡は、インターネット事故受付が簡単・便利です。
「インターネット事故受付サービス」は、こちらから

